

令和4年第2回睦沢町議会定例会会議録

令和4年6月10日（金）午前9時開会

出席議員（14名）

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	久我政史	8番	麻生安夫
9番	今関澄男	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原重光
13番	伊原邦雄	14番	田邊明佳

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	健康保険課主幹	吉野栄子
産業建設課長	大塚晃司	会計管理者	中村優
総務課主査兼 庶務秘書班長	森川綾子	企画財政課主査補	内山裕介
睦沢町農業委員会 事務局局長	麻生喜久夫	教育長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹 (指導主事)	藤田英和
選挙管理委員会 書記	白井住三子		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 秦 悦子 書 記 伊 藤 晃  
書 記 岡 本 里 奈

---

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する  
陳情書
- 日程第 4 陳情第 2 号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に  
関する陳情書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1 号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 7 議案第 1 号 睦沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第 8 議案第 2 号 財産の処分について
- 日程第 9 議案第 3 号 契約の締結について
- 日程第 10 議案第 4 号 町道路線の認定変更について
- 日程第 11 議案第 5 号 令和4年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 12 報告第 1 号 令和3年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 13 報告第 2 号 令和3年度睦沢町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議案第 2 号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出に  
ついて

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（田邊明佳君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和4年第2回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（田邊明佳君） 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和4年1月分から令和4年3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物により、ご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（田邊明佳君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る5月27日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、丸山克雄委員長から報告があります。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） ご報告申し上げます。

去る5月27日、田邊議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。案件は、令和4年第2回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、4名の議員から一般質問の通告がされております。議案等については、陳情2件、承認1件、議案5件、報告2件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表により、ご説明申し上げます。

本日の日程について申し上げます。

まず最初に、日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。会期は、協議の結果、本日1日限りといたしました。

日程第3及び日程第4といたしまして、陳情2件の審議をお願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し本会議で決することといたしました。

続いて日程第5といたしまして、一般質問を行います。

その後、日程第6は、専決処分の承認について審議をお願いいたします。

日程第7から日程第11までは、条例の一部改正、財産の処分、契約の締結、町道路線の認定変更、補正予算の5議案について審議をお願いいたします。

最後に、日程第12と、及び日程第13といたしまして、報告2件を予定いたしました。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

---

#### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（田邊明佳君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さんおはようございます。

令和4年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

季節は、例年より早い梅雨入りを迎え、木々の緑も一層深みを増し、水稻の育成も勢いを増してきたところでございます。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営に格別のご理解を賜り、住民福祉の向上に向けてのご指導、ご協力に心から感謝を申し上げます。

最近の物価上昇は、コロナ禍とウクライナ情勢の緊迫化に伴い、燃料、原材料価格が上昇し、身近な食品を始め幅広い分野で値上げが行われ、私たちの生活に大きな負担となり始め、心休まらない日々が続いておるところでございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症対策については、徐々に行動制限が緩和され、国は入国者の上限の引上げなど水際措置の緩和や、マスクについては着用が必要がない場面が明示され、一定の距離を保つことで屋外においては、新緑の季節を開放感を持って満喫出来るようになったところでございます。

しかしながら、町内の感染者は、家族間の感染と推測される10代未満から30代の若い世代の増加が目立っております。今後も気を緩めず、基本的な感染対策はしっかりと行いながら、引き続き拡大防止に取り組んで参ります。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認1件、税条例の一部改正、財産の処分、一般会計補正予算等の5議案及び令和3年度繰越しに関わる報告2件でございます。慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管でございますが、令和4年3月に睦沢町地域防災計画の改定を行いました。改定の概要を申し上げますと、防災対策基本法、国の防災基本計画、消防庁防災業務計画、千葉県地域防災計画など上位法令や計画の一部改正、また土砂災害警戒避難ガイドラインや避難勧告等に関するガイドラインなどの変更等による内容を反映したところでございます。加えて、睦沢町防災基本条例の内容の追加を行うなど、町の現況等を踏まえて変更を行いました。具体的には、改定要旨を添付させていただきますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、改定に当たりましては、睦沢町防災会議の意見等を踏まえておりますことを申し添えさせていただきます。

多様化する災害対応、また予測を超える災害等が全国各地で発生しておりますので、今後も状況に合わせた中で、計画の見直しを行って参りますので、引き続きご指導、ご協力をお願いいたします。

次に、企画財政課所管でございます。

昨年度実施しました睦沢小学校、睦沢中学校におけるコンクリート性状に関する調査。このコンクリート性状とは、コンクリートの圧縮強度や中性化の深さ、単位、容積、質量になりますが、この調査に関する結果の報告をさせていただきます。

まず最初に睦沢小学校ですが、1981年、昭和56年の竣工、建築後41年が経過をしております。その間、2007年、平成19年に耐震診断を実施しており、耐震安全性は十分である、補強の必要なしと診断をされたところです。また、2016年、平成28年には、今回と同様のコンクリート性状等の調査を行っており、その結果、強度的問題はございませんでした。

そして今回、2022年、令和3年に、コンクリート性状等の調査を行ったわけですが、2016年の調査と比較し強度に変化は認められず、また2007年の調査と比較しても、中性化による

劣化の進行は見られませんでした。

このことから、睦沢小学校のコンクリートの劣化の進行は遅く、耐震診断基準による診断の結果も、引き続き確保されております。

次に、睦沢中学校であります。1968年、昭和43年竣工、建築後54年が経過をしております。その間、2004年、平成16年の耐力度調査により、建て替え基準点を下回り、また2006年、平成18年の耐震診断でも、大地震による倒壊の危険性が危惧される状況という調査結果となりました。当時このことを受け、2007年、平成19年には、耐震補強工事を行い、基準となる安全性の確保を図りました。

そして今回、2022年、令和3年に、コンクリート性状等の調査を行ったわけですが、2004年の調査のコンクリート性状等と比較し、コンクリート強度は同等であり、中性化を含め劣化による性状の変化は見られませんでした。

このことから、睦沢中学校のコンクリートの劣化の進行は遅く、耐震補強実施後の耐震安全性も引き続き確保されている状況であるということでございます。

今回の調査結果では、2004年の調査結果と同様に、圧縮強度で基準強度を下回っている箇所も一部見られましたが耐震補強済みであり、今後の建物使用については問題はないと、取りあえず考えるところでございます。

また、建物の耐用年数についてですが、文科省の財産処分ハンドブックによる財産の処分制限期間、60年とは別に、中性化による耐用年数を計算した結果でも、睦沢小学校、睦沢中学校とも、当面の間、残りの耐用年数に猶予があることが分かりました。

以上により、睦沢小学校、睦沢中学校ともに当面の間は、建物の使用について問題はないと思われませんが、現状を見た中での少子化による児童・生徒の減少や将来に向けての学校施設の活用方法、また利用形態の変化も出て参ります。

したがいまして、今までも申し上げて参りましたように、近い将来には建て替え等も必要であると考えますので、基金の積立ても継続し、建て替え等に向けた準備を進め、子どもたちがよりよい学校生活を送るようにすることが私の考えるところでありますので、今後とも議員の皆様方のご理解とご協力、またごべんたつを賜りますようお願いを申し上げます。

また、私のほうから、先般の議会でも申し上げましたが、第2期睦沢町教育振興基本計画も2年が過ぎ折り返しになりましたので、次期計画策定に向け教育委員会主導による、これからの園小中一貫教育の在り方や学校施設の在り方などについて、今年度中にもアンケート

調査を実施する予定でございますので、その結果も参考にしながら、今後の学校建設に係る準備や計画を進めていきたいと思っております。

なお、その間は、子どもたちが快適に学校生活を送られるよう、施設の不具合等については極力改善して参る所存でございますので、あわせてご理解をお願いをいたします。

最後に、健康保険課所管でございます。

新型コロナワクチン接種の状況についてですが、本町の接種率は町民のご理解と関係機関の協力により、6月6日現在で3回目まで接種済みの方は12歳以上の対象者の方で77.1%、65歳以上では88.6%となっております。

なお、国から4回目の追加接種の方向性が示され、3回目接種終了後から5箇月以上経過している60歳以上の方、または18歳以上で基礎疾患等があると医師が認めた方を対象に、個別医療機関での接種が開始されているところでございます。

本町においては、接種の対象となる方に希望調査を行い、集団接種をご希望の方には、7月31日、8月7日、8月28日の各日曜日3日間にわたり、日時指定により集団接種を予定しておりますのでお伝えをいたします。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。本議会定例会、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田邊明佳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。2番、島貫孝議員、4番、酒井康雄議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（田邊明佳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員会で決定のとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎陳情第1号の上程、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第3、陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

---

◎陳情第2号の上程、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第4、陳情第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

先程の陳情第1号と同様に、本陳情につきましても、過去に陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（田邊明佳君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんのでご了承ください。

なお、念のため申し上げますが、発言については1回目を一括質問一括答弁とし、再質問、2回目以降は大項目ごとに一問一答で行います。また質問回数については、一括質問一括答弁の後の一問一答について、質問内容ごとに2回までとします。また、質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部ともに登壇して行うこととし、2回目以降については議員執行部ともに自席にて行ってください。発言時間は従来どおり60分です。

それでは通告順に従い、順番に発言を許します。

---

◇ 島 貫 孝 君

○議長（田邊明佳君） 最初に、2番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、通告のとおり質問いたします。

まず第1、小・中学校について。

①小学校、中学校ともに、コミュニティースクールがスタートして数年たつが、保護者や近隣住民から、今までと何が違うのかとの声を聞く。学校運営協議会は、理念どおりに保護者や地域住民に開かれたものになっているのか。

②制服について。こども園、中学校の制服は数十年間変わっていないが、ジェンダー問題の観点からも、一度真剣に考える時期が来ていると思うが教育委員会の考えは。

③中学校について。以前の質問で、いわゆるブラック校則はないとの回答でしたが、それ以外のところで、教育目標である、自ら一步をあゆみだす15歳と矛盾するような生活指導があるようだが、年度が替わり教員が替わると指導が変わることもあると思うが、生徒、保護者、学校との共通認識は取れているのか。

二つ目、こども園について。

令和4年3月末に、8名の先生が退職している。昨年度だけで10名は退職者が出ているが健康問題を除く退職理由は、また退職者を出さないための対策はあるか。

3、放課後児童クラブについて。

新年度から、放課後児童クラブに入れたい児童がいたようだ。夏休みのみの利用を希望する児童がいると思うが、現状で追加の受入れは難しい状況なのだと思う。スタッフ不足が主な原因だと思うが、4月にも退職者が出ているようだ。人材確保の状況、退職者を出さないための対策はあるか。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 島貫 孝議員のご質問の小・中学校について、またこども園について、放課後児童クラブについては、教育長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（田邊明佳君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小・中学校についての1点目、小学校、中学校ともにコミュニティスクールがスタートして数年たつが、保護者や近隣住民から今までと何が違うのかとの声を聞く。学校運営協議会は理念どおりに保護者や地域住民に開かれたものになっているかについてですが、コミュニティスクールがスタートして、小学校が4年、中学校が2年経過しました。学校運営協議会を設置する前までは、学校長が指名する学校評議員が個々に学校の評価を行い、それを学校経営の参考にして参りました。学校長が指名出来ることから、閉鎖的要素があり、地域の意見が酌み取りづらい環境にありました。

しかし、学校運営協議会では、教育委員会が地域の幅広い人材から委員を任命することが出来、かつ会議の公開、傍聴も規定されており、従来の学校評議員会制度よりも開かれたものとなっております。

学校運営協議会は、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが法律の下に、一定の権限と責任を持って学校運営に参画するというものです。学校と地域がパートナーとして連携、協調し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し一体となって子どもたちを育てていく、地域とともにある学校を目指しています。

今までと何が違うのかということですが、今までも睦沢町の小・中学校では地域の方々に色々と支援をいただけてきましたが、そこに、法律に基づいて、学校運営協議会委員となられた町民の代表に権限と責任を与え学校運営に参画していただくことにより、地域住民と学校が一体となって組織的に取り組めるようになりました。学校運営協議会委員の方々は、理

解をされ取り組んでいただいていると思います。地域の皆様にも、目標やビジョンを共有することによって、自分たちの代表が学校運営に参画しているんだという意識を持っていただきたいと考えています。

そのために、学校運営協議会で協議された結果については、積極的に保護者や地域住民に提供するようにも規定されており、会議結果については、ともに学ぼうという広報紙を毎年2回発刊し全戸配布をしています。これからも、積極的に地域への情報発信に努めて参ります。

次に、2点目の制服について。こども園、中学校の制服は数十年変わっていないが、ジェンダー問題の観点からも、一度真剣に考える時期に来ていると思うが教育委員会の考えはについてですが、私自身、教員時代に、中学生男子の髪型を短髪から長髪へ変えた経験があります。その際、生徒や保護者と幾度となく議論を重ね、互いに納得の上で、学校として決断をした経緯がございます。私としては、その経験から、園、学校の考えを出来るだけ尊重し追認をしていきたいと考えます。

と申しますのも、この制服の問題に関しましては、保護者の思い、経済的負担、園児、生徒の思い等が複雑に関わってくることから、教育委員会で一定の方針を出すよりは、むしろ園や学校において、保護者会やPTA、生徒会などから問題提起をいただき議論を進めていただいたほうがよりよい方向に進むと考えます。

次に、3点目の中学校について。以前の質問で、いわゆるブラック校則はないとの回答だったが、それ以外のところで、教育目標である、自ら一步をあゆみだす15歳と矛盾するような生活指導があるようだ。年度が替わり教員が替わると指導が変わることもあると思うが、生徒、保護者、学校等の共通認識は取れているかについてですが、昨年度に、中学校長から報告を受けましたものについて、これが議員の言われている、自ら一步をあゆみだす15歳と矛盾するような生活指導に当たるかどうか分かりません、そのことかはどうか分かりませんが、校長から1点報告を受けているものにつきましてお話をさせていただきます。

コロナ禍による換気の徹底を図るため、教室内での防寒着の着用方法について、一部教員の認識不足がありまして、教員の指導内容に、学校での共通ルールと違う部分がありました。その後、その教員へは、校長自らが指導に当たるとともに、再度その共通ルールの周知徹底を図るとともに、保護者へもマチコミを通じ周知させていただきました。

本年度になってからは、そのような報告は受けておりません。

今後は、生徒、保護者、学校が共通理解を図れるよう努力して参りますので、ご理解を賜

りますようお願い申し上げます。

次に、2、こども園について。

健康問題を除く退職理由は、また退職者を出さないための対策はあるかについてですが、こども園では、平成27年の子ども・子育て新制度の開始や令和元年の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳未満児を含む入園希望者は毎年増え続け、特に2・3号認定、従前の保育所に当たります、の入園希望者が増加し、開園当初と比較し、年間でゼロから2歳児までの3歳未満児が3倍の60名、3歳以上児が2倍の80名となっております。現在は、全園児170名の8割ほどは2・3号認定児となっております。

フルタイムで就労する保護者が増加し、園児の在園時間の長時間化により、4種類であったシフトが現在は10種類になるなど、1号認定の夏季休業中や冬季休業中、土曜日も開園するこども園は、保育教諭の多忙化が急激に進んでいます。昨年度は正規職員を増やそうと3度の募集を行いました、3回目の募集に対しては応募状況が、応募がなかった状況です。現在も会計年度任用職員をハローワーク等で募集しておりますが、現在まで応募はありません。

ご質問の退職理由及び退職者を出さないための対策はとのことですが、退職願には一身上の都合によりとの理由が多く、園長が退職者との面談で聞いた話によると、他の業種への就職、臨時職員から安定した正規職員へ転職、出産、キャリアアップを目指した転職などの理由があったそうです。また、在籍する職員への人事評価を通じた面談では、急激な未満児増加に伴う過密シフト等を話す職員が多く、現在のように保育教諭の希望者が少ない中では、適正な利用や入園園児の抑制などを考えていかなければ、職員の離職に歯止めがかからないと思います。

私どもも保育教諭の確保に全力を注いでおりますが、議員各位におかれましても、この難局を乗り切るため、保育教諭確保にお知恵をいただくとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3、放課後児童クラブについて。

人材確保の状況、退職者を出さないための対策はあるかについてですが、放課後児童クラブは令和2年から、睦沢ふれあいスポーツクラブへ業務委託し運営を行っていただいております。

現在、支援員1名、補助員8名でシフトを組み、平日は放課後から午後6時30分まで4名体制で、土曜日は午前8時から午後6時30分まで2名体制、午前2名、午後2名の交代制で

対応しております。

昨年度の利用者は、通年が51名、通年利用者に加えて春休み利用者6名、夏休み利用者19名、冬休み利用者2名でした。今年度に入り、通年利用者が申込期限を過ぎた後も増え続け、現在67名の児童が利用されています。昨年度に比べ16名増えたことで、予定していたスタッフで預かれる上限に達したため、現在募集を停止している状況です。

また、夏休みのみの利用者についても、通年利用者でいっぱいとなることから、申込みは受けない旨をマチコミメールで、先般流させていただいたところです。

職員確保に、ハローワークはもちろん、町の広報、知人、友人への紹介のお願いも随時行っておりますが、勤務時間が夕方の忙しい時間とぶつかることや生活給にはならないこと等から、人材確保の厳しい状況が続いております。また、一部の退職者から聞いた退職理由は、他によい仕事があり、フルタイムで働けるなど待遇面で有利であるからとの話があったと聞いております。

このことなどから、教育委員会と町福祉課では、放課後児童クラブの継続的な運営に向けて協議をしております。

具体的には、預かれる条件の明示化、職員の処遇改善、利用者負担額の見直し等になります。内容がまとまり次第、町子ども・子育て会議に諮り、マチコミなどを通じ保護者に周知を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） では一つ目のコミュニティースクールのところから、2回目の質問をさせていただきます。

コロナ禍で、様々な行事を開くのが困難な中で、多くの方々がボランティアに参加して、活動に参加してくださることは、保護者の一人としてとても感謝しています。

その上で学校との距離を感じる保護者がいるようですが、生徒、児童、保護者、教員、行政側が互いに意見交換が出来る場があればいいのかなと考えます。このままコロナが下火になれば、対面での集会なども可能になると思いますが、もしくはSNSなどで気軽に行政とつながれるような多くの保護者、そうすれば多くの保護者や地域の住民と、もっとオープンに、学校、行政がつながれるのかなと思います。

先程町長の行政報告の中で、よりよい学校生活という話があったと思うんですけども、そのためにも、それは一つ検討してみたいかと思いますが。

また、学校運営協議会の話ですが、地域の代表者が出ているということは承知しています。その中で、委員の構成が圧倒的に男性が多くなっていると思うんですが、これも一般的な話ですけれども、より多く子どもと関わっている時間が多いのは多分女性、母親のほうかなと思います。ぱっと見て17名中、女性が3名、4名ぐらいですかね。ちょっと比率がおかしいかなというふうには感じます。

2点目、制服についてです。

今現在、LGBTQなどに悩む生徒がいるかもしれないですし、過去にも制服のことで悩んでいた生徒がいると聞いています。そしてこの話は、数年前から教育委員会にも上がっていると聞いています。

先程、トップダウンではなくて下から盛り上がってきて、そういう話題が上がればやぶさかではないという回答だったと思いますが、悩んでいる生徒がいる時点で、選択肢はつくってあげてもいいんじゃないでしょうか。

アンケート、先程、施設に関して行くとおっしゃっていましたが、その制服の件についても早急に行って、選択肢を作ってあげて、実際着るか着ないかは本人の問題なので、選ばせてあげるとするのは重要なことだと思います。大人の仕事だと思います。

ジェンダー以外にも、単純に足を出しているのが嫌だという人もいますし、あとは経済的な理由です。中学校で入学のときに、制服ジャージその他一式そろえると、それなりの費用になると思うんですが、大体幾らぐらいかかるか分かりますかね。

コロナ禍で需要のある、家庭で洗える制服とか機能性の高いジャージ、今の陸沢中のジャージ、暑いという話をよく聞きます。ジャージの上に制服着ていて、学校行ったら制服脱いで、何かとても無駄なような気がするので、その辺も含めて制服の話というのは、しっかり議論していただきたいと思います。

先程、承認でもありましたが、教育にかかる費用、だんだん高くなってきて、物価も上がって、保護者にかかる負担というのはとても大きいものになってきています。全会一致で決していますので、その辺も含めてご検討いただければと思います。

そして、校則について、僕が聞いていた話も体温調節のための上着の話ですけれども、教員同士、教員と保護者で共通認識が取れていれば、それでいいと思います。他にも多分細かいことは色々あると思うんですが、それはこの場で追及する話ではないと思いますので、学校側でしっかりしていただきたいと思います。

あともう1点、校則、ちょっとずれてしまうかもしれないんですが、GIGAスクール構

想で、1人1台、クロームブックが支給されています。その中で、例えば、学習に関係するようなアプリもダウンロード出来なかったりとか、使い方に大分縛りがあって有効に使えない状態というのはあると思います。もちろん、何だろう、ウイルス感染とか、金が、大幅に課金してしまうとか、様々な問題あると思うんですが、そこはもう保護者の責任だと思う、家庭の責任だと思うので、何かあったら保護者に責任を取らせる形で、学校側は許可してしまってもいいのかなと思います。

一つ目の小・中学校について、2回目の質問を以上で終わります。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） ご質問の、保護者と学校等の間に少し距離があると感じる保護者もいるというようなところで、出来るだけその話す機会であるとかそういったものをとということでございますが、ここ2年はコロナのために色々な集会在、もうほとんどゼロに等しく、この話し合う機会であるとかそういった場が、みんな出来ないでいました。

ただ本年度は、少しずつそういったものを開催するという方向で進んでおりますので学校のほうでも、本年度ミニ集会であるとか、そういったところで、保護者と学校のほうの意見交換とかが出来るような場を設けていくということでございますので、ご理解をいただければと思います。

色々な、今までですと色々なやはり、この保護者会であるとか、色々なことがたくさん出来たかなと思いますので、少しずつ学校のほうも、コロナの様子を見ながら、そういうものは出来るだけやれるように、方向に考えておりますので、学校のほうとも話をしていきたいと思えます。

それから、続きまして制服の値段、ちょっとすみません制服の、幾らかかるかっていう値段につきまして、今現在ちょっとここで幾らって言うと、すみません、ちょっと調査していませんので後ほど、またご報告させていただくということをお願いいたします。

パソコンについては、じゃ言ってもらっていいですか。

ではあと、GIGAスクールのクロームブックの使用については、課長のほうから説明させていただきます。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） すみません。二つ目でいただきました学校運営協議会のメンバーの男女比率というお話がございました。

こちらについては、確かに現在男女比率、平等ではございませんので、私どもも女性がこ

ういうところに積極的に参画していただけるのは大変ありがたいと思いますので、その辺前、次の委員さんの任命に当たっては考慮させていただきたいと思います。

それと、GIGAスクールの学習アプリの関係なんですけど、先程島貫議員のほうがよく知ってらっしゃると思いますが、この学習アプリについては一応無料で使えるものに関しては、クラウドブックの中を通して使えるようになってはいますが、まだまだそのソフトも少ないところから、そのソフトの見直しを、先般ICT推進委員会というのを学校、教育委員会で作っておるんですが、そこでも議論に上がりました。

よって、その議論を通した中で、本当に子どもたちが使えて、また安全なものを選定しながら拡充をしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） コミュニティスクールの件ですね、女性が入るといって、前向きに検討していただけるということなので期待したいと思います。

あとは、SNSの話回答がなかったと思いますが。行政と地域住民、保護者がつながれるように、ツイッターでも、フェイスブックでも何でもいいですが、トップと直接、対話ができるような状態というのは、非常に便利なものだと思いますので、ご一考いただければと思います。

続いて二つ目のこども園について、2回目の質問に移らせていただきます。

いわゆる、ブラック企業のような状態なんですかね。職員が少なくなってしまうと、シフトが過密というかきつきつになってしまうと人が集まらない、余計きつくなってくる。多分今年も退職者が出てきてしまうような状況なんだと、容易に推測は出来ます。

そうしてくると、待機児童の話というのが現実的に出てきてしまうと思います。今現在、待機児童は、こども園ですね、いるのでしょうか。

こども園で待機児童が出てくる、その後の学童の話にもかかってくるんですが、若者の定住促進ということで他町から、若い世代、子育て世帯を連れてきて、でもこども園、ちょっといっぱいだから子どもは見られませんというお話にならないと思うので、募集かけているのは分かります。今の条件で集まらないのであれば、条件を上げる、具体的には給料を上げる、生活給で出来るような条件を出すしかないと思うのですが、その辺は難しいのでしょうか。それで質問いたします。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） すみません答弁漏れが、答弁漏れがありましたよね。申し訳ございませんでした。

SNSの関係なんですけれども、現在マチコミのほうを使って、保護者間の連絡を取らせていただいて、そのマチコミの中にも、学校からの連絡として、いわゆる修学旅行に行ったら写真を載っけて、こういうこと活動していますよとかというのを、先生方のほうも取り組んでいただいているので、この辺をうまく使いながら保護者とのコミュニケーションに生かしていければと思います。

というのも、またLINEだったりフェイスブックだったり、ああいうものをどんどん増やしていってしまうと、よからぬ方向に行く可能性もございますので、その辺を注意しながら、ちょっとよりよい方向を見つけていきたいなというふうに考えます。

二つ目のこども園の質問でございますが、こども園の職員の給料の待遇につきましては、町の条例で定まった給料になっておりまして、私どもが、教育長回答させていただいたのは、学童の指導要領につきましては、現在千葉県最低賃金に基づいて給料を決めておりますが、答弁の中にもありました、生活の中で一番忙しい時間帯、限られた時間帯、短い時間帯という中でやっていただく給料として考えた場合は、場合には、なかなかその生活給として考えられないということがありましたので、今回、町福祉課と協議をしながら、この学童の支援をいただいている先生方の待遇についても、ちょっと協議をしていきたいということでお話しさせていただきました。

こども園につきましては、私どもが調査したところのお話をさせていただきますと、これは私どもの町の統計ではないんですが、保育士バンクというものがございまして、そういったところで、保育士の勤務年数調査というのをやっておられるんですが、全体の職員の約3割の方々が3年未満で辞めるという、また全体の5割の職員が5年未満で離職されるということも統計的には出ております。

こういったことを考えますと、保育士としての職を一生の職として考えていない方も中にはいらっしゃるのかなということで、入替えのサイクルみたいなものを、うまく効率よく回していくことが、職員確保にうまくつながっていくのかなというふうには考えています。

しかしながら、議員がおっしゃるように、千葉県の東葛のほうでは、既に職員給与のほかに住居手当だったり色々な手当を出して、職員を囲い込むようなことをやっていると思うんですが、私ども町ではちょっと財政も厳しいところから、なかなかそういったところにちょっと一歩踏み出せないというところでご理解をいただければと思います。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 失礼しました。待機児童のお話がありました。

今現在は、待機児童はございません。しかしながら、申込みをいただいている方々の中で、9月を迎えますと、職員数との関係から待機児童が出る可能性がございます。

しかしながら、教育長の答弁にもございましたが、職員確保に今全力を注いでおりますので、職員の確保が出来れば待機児童を作らない方向に持っていけないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） こども園について、3回目の質問をさせていただきます。

待機児童の話は分かりました。9月までに見つかることを切に願います。

今年度、3月末、辞められた先生、3歳未満児、ゼロ歳、1歳、2歳の担当の先生たちが多かったと思います。20代、30代、若い世代、入って3年目、5年目、先程回答があったような世代だと思いますが、そこがごっそり抜けてしまって、その上の世代の方がいらっしゃる。ちょうど、ベテランの先生といますかね、その世代が、若い先生がいなくなる、ベテランの先生すごい、定年間際の先生がいらっしゃる。ちょうど40代ぐらい、何ていうんですか中間管理職ぐらいの先生が足りなくなる。それが本当にうまく回っていくのか、一保護者としてはとても心配です。色々ところで募集かけるのはもちろんですし、保護者、学校、町全部にアナウンスしたほうがいいのかと思います。

続いて、放課後児童クラブについてに移ります。

令和2年に、社協からふれあいが変わった辺りからやはり、そこも退職の先生が増えてきたのかなという印象があります。時間を守らない保護者や子どもたちがいて、先生たちが疲れてしまうという話なんかも聞こえてきます。例えば、学童に預ける子どもたちを減らすため、適正に利用していただくために、前回ちらっと相談をさせていただいたんですが、小学校に通っている生徒、バス通学の中で、高学年と低学年と下校の時間が違ったりする場合があります。その中で、兄弟姉妹がいると思うんですが、下の学年の子たち、早く帰る子たちがお兄ちゃんお姉ちゃんと一緒にバスで帰れるようになれば、また学童に行かなくても、その間学校で、学童のようなものになってしまうかもしれないんですが、先生たちなりに、負担かかりますが見ていただくことが出来れば、1時間2時間は変わらないですかね。多分それぐらいの差だとは思いますが、何十人というわけではなさそうなので、ひとつ学童

に係る、学童を利用する子どもを減らすという表現悪いかもしれませんが、そのために検討もしていただければと思います。

近隣スーパーとか、役場、定年退職なさって再任用の方とか、時間ある方はいらっしゃると思うので、幅広く声をかけていただければ見つかると思いますし、先程ごめんなさい、こども園の中で学童の話、答弁いただいてしまったんですが、生活給になるように、今2時半から6時半までだと思うんですが、もう午前中からも学童の職員として仕事をしていただいて、どれぐらいですかね、給料というのは。一般的な、フルタイムの方と同じようなのを支給するなど、今と同じことをやっても人は集まってこないと思いますし、保護者の負担が上がるのは、保育料といいますかね利用料が上がったりとか、そういう話、しようがない気は正直しますので、早急に対策が出来ればと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） まず最初に、学童に通っている子が、お兄ちゃんが面倒見というお話がございましたが、私ども教育委員会としては、兄弟の兄のほうが弟の面倒見る妹の面倒を見る、お姉ちゃんが妹の面倒見る弟の面倒見る、これは理想的な形だと思いますので、それがバスの利用時間の調整によって可能であるのであれば、少し検討をさせていただきたいかなというふうに思います。

また、人が集まらない中で、午前中から、例えばその職務に就いてもらうというお話もございましたが、現在の学童の運営状況では、学校の施設を一部、放課後お借りしてというルールの中でやってございますので、そこにフルタイムで職員を配置するというのは、この学校現場の業務に、支障につながっちゃう可能性もございますので、この辺はちょっと学校とよく協議しないと、なかなか難しいのかなと思います。

もしフルタイムでやるとすれば、例えば午前中はふれあいの仕事をやってもらって、午後からの指導とかする形になると思いますんで、その辺は今度逆にふれあいスポーツクラブと、どういう形を取るのか、検討していかなきゃいけないと思います。

しかしながら、このふれあいさんに今お願いしている学童の運営業務につきましては、法律に基づいた業務になりまして、いわゆる税金をかけ、かかった費用にのみお金を出しているような状況なので、学童以外の業務を、例えば働いている方々にやっていただくということになると、営利業務になる可能性もございます。この辺は、よくよくちょっと調査をしてみないとはっきりとは言えないんですが、いずれにせよ職員が集まらない状態というのは始

めた頃から結構続いているというお話を聞いております。そこにはやはり先程も申し上げたんですが、生活給にならない、時間がちょっと、一番忙しい夕方の時期に重なるということもありますので、この辺は、先程も申し上げましたが、改善する方向に少し検討をしていきたいと思っております。

また利用者の抑制についてのお話もございましたが、現在67名ということになりますが、先程の話とも少しリンクしてしまいますが、利用者の中には小学校の高学年の方々も結構いらっしゃいます。この高学年の方々が、教育委員会で今目標と掲げております、自らあゆみだす15歳を目指して、自分たちで家で留守番という形が取れば、その辺も何か少し抑制につながるのかなというのは考えております。

いずれにせよ、その辺の具体的な条件等が決まりましたら、また皆様に明示のほうをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 学童について、3回目の質問をさせていただきます。

現在、夏休みとか土曜日、朝7時半からの利用になっていると思います。こども園が8時、ごめんなさい、学童が8時からの受入れですね、こども園が7時半から受入れになっていると思うんですが、小学校に上がると、そこが30分、後ろになってしまう。朝、早朝、通勤時間とかみ合わなくて、どうしても困ってしまうという保護者の方がいるとも聞きます。

仮に職員が、ごめんなさい指導員ですね、確保が出来て、ふれあいのそういう契約を見直せば、7時半から受け入れるということは可能になるのでしょうか。

また、全般的な話なんですけど、こういう何か、保護者と行政側、学校の先生も含めて、児童・生徒も含めて、まとめてこういう議題が多分色々あると思うので、幅広く議論出来る場が、意見交換出来る場があればいいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

先程こども園と学童と同じ話になるのかなと思うんですが、町で子育てしやすい地域づくりを目指しているのに、預けられない状況が起きるとはどういうことだと、そういうふうになってしまうぞということにつながると思うんですけれども、育てやすい環境、育てやすい町、地域、風土等、それから学童、こども園が預けることが育てやすい地域というのはエコ

ールではないと思っていて、今、割と誰々さんが預けているからうちの子も預けようとかそういう、本来学童であれば家庭で見る雰囲気醸し出すものが、学童クラブの本来の趣旨であるところが、友達がそこに行っているから行かせましょうといった、本当に預ける人が預けられない状況に近づいちゃっている状況にあると思っておりますので、先程の少しフィルターをかけた中で、本当に預ける方が預けられるような場所、もしくは本当にこども園にしても、定時で受入れが出来る家庭があるのであれば、それはしっかり家庭で受け入れて、育みやすい地域づくりというところにつなげていきたいと思っております。

今出来る限り、待機児童ゼロは維持したいと思っておりますが、先程の教育長答弁にもあったとおり、今ぎりぎりのところであります。これ以上また職員の、こども園の職員であったり学童のスタッフであったりが、少し労働過多になってしまうことを防ぎながらやらなければいけないんですけれども、今本当にはぎまでするので、本当に子育てをしやすい地域って何だ、うちで育める時間帯を大切にすることの大事さを、もう一度伝えていきたいなど。

今まで対面で色々、集会とかにも行けなかったもので、これからそういったところで、睦沢町の子育てのいいところは、施設だけではなくて家庭でしっかりと育める、その体制づくりもいいところだということ等を伝えていって、保護者であったり生徒・児童さんであったり、同じ共通認識を持てるように、なるべく発信はしていきたいと思っておりますので、そこら辺ご意見をまた色々聞きましたら教えていただきながら、一緒に協力をしてやっていきたいと思っておりますので、是非ともよろしく願いいたします。まとまりませんが、ちょっと以上です。

○議長（田邊明佳君） これで、2番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

---

◇ 酒 井 康 雄 君

○議長（田邊明佳君） 次に、4番、酒井康雄議員の発言を許します。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） おはようございます。

対話、笑顔、触れ合いのあるまちづくりに努力している酒井康雄です。

今年の2月24日以来、ロシアのウクライナへの軍事侵攻が4箇月も続き、出口の見えない一般市民を巻き込んだ戦争状態です。また、米国の急速な政策金利の引上げ、長期金利の急上昇により、昨日は1ドル134円と円安ドル高が進んでいます。これらのことが物価上昇に

拍車をかけています。6月から、3,000品目の値上げが予定されています。その中で、電力もいつの間にか値上がりしてきました。昨年度の同月を比較すると、1キロワットアワー7円の差も聞かれるところです。新電力会社も危機的な状況で、昨年度は31社が、売れば売るほど赤字で撤退、廃業としたニュースを報道されています。我が町、睦沢でも、株式会社CHIBAむつざわエナジーも、大口顧客は値上げを行い、先日の会議では夏までには、小口顧客まで検討されたようです。睦沢町が500万円、約60%の出資をし、2016年9月供用開始しました。地域をよくするため、地産地消のエネルギーを有効利用する町への変革に貢献することを掲げスタートしました。当初は黒字であったため、町への還元として、公共施設に運動器具を提供出来たのですが、昨年あたりは赤字決算になったようです。会社経営ですので、事業についての質問、意見等言える立場ではないのですが、運営をパシフィックパワー株式会社に任せているようで、議会でも取り上げることもなく、ここまで来ております。

そこで今回、自治体新電力CHIBAむつざわエナジーについて質問します。

1点目、日本のエネルギー自給は11.8%、資源の多くを輸入に頼っています。この事実に対して、町長は今後どのような方向に向くべきだと考えていますか。

2点目、2016年6月、むつざわエナジーが設立した経緯と、その必要性は何であったのですか。

3点目、町長として、また電力会社代表取締役社長として、次に上げる質問の内容に答えることが出来たらお願いします。

4点目、世界情勢の混乱、円安、物価上昇と経済の混迷の中、むつざわエナジーの現状と今後の対応をどのように考えていますか。

5点目、設立当初、町内の公共施設、企業、一般家庭の契約変更による消費者が多く見られたと思いますが、6年経過した現在の消費者の状況は伸びていますか。

6点目、供用開始から数年、黒字による利益還元として地域振興に貢献されてきました。しかし、このところ、その様子が見られないようですが、理由はどんなことですか。

7点目、地産地消による地域内の省エネルギーや災害時の電力確保に貢献してきましたが、現在、地産供給電力の割合はどのぐらいですか。

8点目、太陽光発電設備からの電力供給を獲得する中、これまでのFITやFIP制度等に対応した対策は考えていますか。

9点目、むつざわエナジーにおける会社運営に関わる雇用者の中に、町職員は含まれていますか。また、その業務はどのような内容でしょうか。

最後に、10点目、今後の事業拡大を視野に入れた地域振興のため、睦沢町に出来る還元事業と地域活性化への活用は、どのように進めていきたいと考えていますか。

以上、質問を終わりにいたします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、酒井康雄議員のご質問にお答えをします。

10点ありますので、少々答弁が長くなることをご容赦いただきたいと思います。

自治体新電力CHIBAむつぎわエナジーについて、1点目の日本のエネルギー自給率は11.8%、資源の多くを輸入に頼っているこの事実に対し、町長は、今後どのような方向に向くべきだと考えるかについてでございます。

日本のエネルギー自給率といったエネルギー安全保障に関わる事項については、国家レベルでの対象方針が示されるべき事柄であり、睦沢町のみで対処出来るものではないと考えております。

睦沢町町内で生成される電力を可能な限り、調達、活用することは、今後とも必要であると考えていますが、一方で、その電力を送配電する電力網に余力がない状況では、太陽光発電など再生可能エネルギーの送配電網への接続も容易でないと理解しているところでございます。

このように、様々な制約下の中で、エネルギーの地産地消を拡大する方針、方策について、引き続き模索していく必要があると考えていますが、いずれにしても国産のエネルギー資源の最大限の活用が重要であると考えているところでございます。

なお、太陽光発電など再生可能エネルギーのほか、道の駅でのむつぎわエナジーが活用している、国産、地元産の天然ガスを活用した発電は、おおむねガス価格が安定しており、非常に重要であると認識をしているところでございます。

そして、私の思いを少し言わせていただくとしたならば、これは今後の社会情勢にもよりますが、むつぎわエナジーを核とした新たな事業、例えば今後のハイブリッド、これは水素と電気を組み合わせたハイブリッド型エネルギーシステムなどによる発電事業への展開も視野に入れた中で、むつぎわエナジーにはエネルギー関係の専門知識を有する出資者、株主がいるという強みも十分発揮しながら、カーボンニュートラルへの新たな挑戦もしたいと考えており、私の考える、田舎だけでも先進地を実現、実践する大きな希望のある会社組織であると思っておりますので、今後ともご協力、応援の程をお願いするものでございます。

2点目の2016年6月、むつぎわエナジーが設立した経緯と、その必要性は何であったのか

については、2016年4月に開始した電力小売り全面自由化を受けて多くの自治体で、地域の電気事業の収益をとどめることやエネルギーの地産地消を進めるために、自治体新電力の設立が検討をされていました。

そして設立した経緯、これは自治体新電力による資金循環についてのご説明になりますが、これまでの再エネ発電の売電単価や公共施設の買電単価、これは買うほうの買電ですが、これには外部流出部分、これは外部の電気事業者の利益分や追加的経費分、営業コストとか管理コストになりますが、この利益分が追加的経費分が含まれていました。

しかし、地域還元を最優先して、自らの利益を目的としない自治体新電力が供給をすることで、今まで外部に流出していたお金が公共施設、または事業者への電気代の削減という形で地域に還元出来ることとなります。電気の小売事業の収益を最小限に抑えることで電力コストが削減されますので、その削減分を行政や事業者は、他の事業に回すことが出来ます。結果それは住民へ還元されることであり、あわせて住民負担の軽減につながるということになるわけでございます。

むつざわエナジーが設立した経緯と、その必要性ということについては、こういった資金循環を実現するためのものであります。

また、東日本大震災における津波被害の際、発生などを踏まえて、津波の被害想定が少ない睦沢町で、防災性を高めるむつざわスマートウェルネスタウンの整備を進めてきたわけですが、地産地消かつ防災性の高い地域エネルギー供給事業を実現するためには、自治体だけでも、民間だけでも、実現は不可能であり、官民連携の地域新電力が必要であると判断したものでございます。

そしてその防災性については、2019年9月の令和元年房総半島台風、令和元年台風15号がありますが、CHIBAむつざわエナジーが設置した天然ガス発電コージェネレーションシステムにより停電を逃れ、むつざわスマートウェルスタウン住宅、道の駅むつざわへの電力共有を続けることが出来ました。

広域停電下においても、道の駅を開放し、町民を始め睦沢町周辺住民への携帯電話の充電の無料開放、そして被災町民等への無料シャワーの開放など、一定の成果を上げたものと認識をしているところでございます。

3点目であります。

町長として、また電力会社代表取締役として、次に上げる質問の内容に答えることが出来るかとのことですが、この議会の場においては、あくまで、株主である睦沢町の町長として

答弁をさせていただきます。

なお、本件に関する議員ご質問への私からの答弁は、通告されていた、この1回のみとさせていただきますたく、よろしく願いをいたします。2回目以降のご質問への答弁は、極力控えさせていただきますと思いますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

それでは、4点目の世界情勢の混乱、円安、物価上昇等、経済の混迷の中、むつぎわエナジーの現状と今後の対応をどのように考えているかについてでございますが、従来、今までは少しでも安価な電力の安定供給を目指してきたわけでございますが、議員ご質問のように、日本、そして世界を取り巻くエネルギー事情の変化、日本の発電能力が不足を見せる事態が発生していることも踏まえ、単に安いというだけでなく、今後の脱炭素社会も見据え、引き続き再生可能エネルギー調達比率の向上や安定供給を、CHIBAむつぎわエナジーに働きかけていきたいと思っております。

むつぎわエナジーとしても、他の電力会社と同様、調達コストの上昇により経営は厳しいものの、今年4月から電気料金の値上げを需要家に説明をし、いずれも理解をいただけたことで、何とか今期は黒字の見込みを立てているところでございます。

今後については、さらに重要性の増した国産エネルギーの活用に貢献する取組を実施していくことで、地域及び日本に貢献をしていきたいと思っております。

世界情勢の変化にさらされているのは、むつぎわエナジーも含めた全ての電気会社が同じ状況でもあり、同社は、需要家の理解を得られて一時的な値上げが出来たことから、他の電力会社ほど厳しい状況にないという認識でもあります。

次に5点目の設立当初、町内の公共施設、企業、一般家庭の契約変更による消費者が多く見られたと思うが、6年経過した現在の消費者の状況は伸びているのかについては、設立当初から数年は伸びていましたが、ここ数年はある程度は安定的に推移をしているところでございます。

これは、小売電気事業を足がかりに、地域で様々な事業展開を行うことが目的であるため、もとより一般の電力会社のように、必要以上に規模を拡大することを目指していないところからでございます。

6点目、供用開始から数年、黒字による利益還元として、地域振興に貢献されてきました。しかし、このところその様子が見られないようですが、そのわけは何かについては、前期、2020年度は、電力自由化の制度設計の起因による異常な電力市場であり、むつぎわエナジーも赤字であったことから、積極的には地域還元を行っていませんでした。

2021年度は、制度も変更され、前年度のような異常は改善されたものの、ウクライナ情勢等の影響で、若干の黒字にはなる予定ですが、積極的に地域還元を出来る状況にはありませんでした。

しかし今期は改善の見込みであり、地域への積極的な還元が再開されることを期待しているところでございます。

7点目の地産地消による地域内の省エネルギーや災害時の電力確保に貢献してきましたが、地産供給電力の割合はどの程度かについてですが、千葉県産の太陽光発電及び地元産天然ガスの電源で約30%から40%を賄っておるところでございます。

続きまして8点目の太陽光発電設備からの電力供給を核とする中、これまでのFITやFIP制度に対応した対策は考えているかですが、FITで売電する電気を買取る場合には、回避可能費用が卸電力市場連動であるため、経済的にはそれほど優位な電源ではありませんでした。FIPの場合も、その点は変わらず、今後、太陽光発電がさらに普及することで、昼間の電気の価値というものが下がっていくため、長期で大量の太陽光発電を固定価格で買取ることは事業リスクでもあり、慎重を期するところであります。ただし、地域産電源は、出来るだけ積極的に調達をしていきたいという考えは持っているところでございます。

9点目のむつざわエナジーにおける会社運営に関わる雇用者の中に、町職員は含まれているか、またその業務の内容については、町職員は雇用していません。

むつざわエナジーとしては、固定費の削減のため、直接雇用はしておらず、町内外の事業者にも業務を委託して行っております。その一つとして、商工会加盟店や郵便局に電力小売りの事業の媒介業務、代理店を委託しております。

なお、職員がCHIBAむつざわエナジーの事務に従事する場合は、地方公務員法第38条、営利企業等の従事制限について許可を得た上で勤務時間内であれば、同法第35条、職務に専念する義務の免除をその都度受けなければならないということから、当該業務に従事する場合には、最低限、必要最低限の範囲の中で、任命権者の許可及び承認を得た上で、当該企業に係る事務を行っているところでございます。

町職員の主な業務内容は、契約事業者へのコンタクトや総会時の補助的な事務となっております。

最後であります。10点目でございますが、今後の事業拡大を視野に入れた地域振興のため、睦沢町に出来る還元事業と地域活性化への活用はどのように進めていきたいかについてですが、直接的な還元としては、これまでのような取組に加え、設立当初から掲げていた健康支

援プログラム等に還元していただいてもいいことや、地域の活性化につながる事業、また今後のカーボンニュートラルへの新たな挑戦への資金として活用もしていただければと考えております。

単純に利益を町に寄附、寄贈するだけでなく、カーボンニュートラルに貢献する新規事業などへの投資に活用して、地域エネルギー事業を通じたさらなる地域活性化にも期待するところでございます。よろしくご理解のほどお願いし、1番、むつざわエナジーについてのご答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 多岐にわたりました質問に対して、町長として、またエナジーの取締役社長としての答弁ありがとうございました。

その中で、今回の質問については、代表取締役としての再質問は受けないと、原則、ということでありましたので、そのお約束は守りたいというように思います。

そこで、町長として、今後の睦沢町のエネルギー確保について、ハイブリッドの、その水素と酸素の融合による発電を考えていますよということであります。それも素晴らしい将来設計の構想、また国の流れもそういう方向で、カーボンニュートラルの政策を進めるということで、ありがたく思います。是非、推進していただきたいというように思います。

そこで、町長に質問いたします。

近年、少子化によって、児童・生徒の減少が続く中で、地方における小・中学校の統廃合が進んでいます。その中で、学校施設の活用用途が決まらないところが見られます。学校のプールですね。この施設は、管理の費用や水泳指導の教員の負担も大きく、水泳の授業を民間スイミングや公共プールで行う動きも広がっています。睦沢町も、運動公園のプールを使ってやっております。ここからが質問です。

そういう背景の中で、提案です。学校施設のプールに、水上対応発電、太陽光発電システムを設置し、プールの有効活用と自然エネルギーの推進を考えるとはいかがでしょうか。蓄電池にすることにより、導入することにより、自家発電による電力供給を可能とした災害避難所としての機能することも出来ると思います。パネルを、私の積算では160枚、約60キロワットアワーの発電能力が得られれば、電気料金の節減に、節約になり、エネルギーの地産地消により、災害時の電力確保になるのではないかと思います。この件について、いかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命により、お答えさせていただきたいと思います。

酒井議員のお考え大変、すごいいい内容だと思いますけれども、プールへの水上太陽光発電システムを導入したらどうかというお考えですけれども、これについては、今のところ、イニシャルコストもかかることですし、また学校については、先程の行政報告でもありましたけれども、近々また改修や改築ということも出てきますので、そのときに併せて考えるということはあると思うんですけれども、今現在、何年そこに置いておけるか、蓄電池も含めてということですので、そのところは今の段階では考えていないということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 現在そういう状況にあるのは、私も認識しております。

そんな中で、町長うたっている地産地消、地域貢献、こういったことを、もっと枠を広げて、どういうエネルギー確保をしていったらいいかということ、電力会社の社長としてではなくて、町長の姿勢として持ち続けていただきたいというふうに思いますのでお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ご意見ありがとうございます。

先程答弁させていただいたとおり、田舎だけでも先進地と、新たな取組、脱炭素、カーボンニュートラルの取組を加速するような事業展開は考えているところでございます。

先程担当課から話したとおり、学校の件に関しては、これから進めていく中で、検討出来るところはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで、4番、酒井康雄議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の開始は10時50分といたします。

(午前10時34分)

---

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

(午前10時50分)

---

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 大変申し訳ございません。議案資料に不備がありましたので、今担当課より説明させていただきます。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） それでは、議案の第1号になります。睦沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についての資料でございますけれども、これの日付のところ、令和4年6月10日の後に「提出」の文字が漏れておりますので、その追加をお願いしたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

---

#### ◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（田邊明佳君） それでは、一般質問を続けます。

次に、5番、丸山克雄議員の発言を許します。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 丸山克雄です。

それでは、通告事項に沿って、1回目の質問をいたします。

昨年来の輸入に依存する食材や原材料の値上げに加え、ウクライナ危機と円安が追い打ちをかけ、ガソリンや電気代、食料品など、生きていく上で欠かせない品目の値上げが顕著であります。それにより4月の消費者物価指数が昨年より2.1%アップ、物価高騰は、生活者の家計や事業者へ大きな影響をもたらしています。さらに、この夏から秋にかけても物価上昇が収まる気配はありません。

物価高騰に対して、収入の少ない家庭は大変困っており、給食費の値上げを心配する声も聞きます。運送業者や介護事業者、ハウス栽培農業者など、燃油価格の高騰は経営を圧迫しております。困窮する家庭への生活支援と事業者への支援が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

このたび、国は、新型コロナウイルス感染症対策の中に、物価高騰対策としても使える地方創生臨時交付金を決定しました。この交付金事業の概要はどのようなものか、また具体的な活用について現時点での町の対応を伺います。

次に、18歳成人についての質問です。

ご承知のように、本年4月1日、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。このこ

とは、1876年の明治政府の太政官布告から数えて、実に146年、そして1896年の民法制定より126年ぶりの改定となりました。

成人年齢が18歳になったということの意義、あるいは背景などを考えますと、18歳で成人というのは非常に重いものがあると受け止めます。町長及び教育長は、18歳成人の意義についてどのような見解をお持ちなのか伺います。

さて、本年、2022年度は、18歳、19歳、20歳が同時に成人になりました。成人になられた方々への祝賀をどのように考えておるのでしょうか。18歳成人式はどうするのでしょうか。19歳成人式はどうでしょうか。そして、二十歳についてもお聞きします。また、2023年度以降の18歳成人式はどのように考えているのか伺います。

最後に、カーボンニュートラルについてお聞きします。

近年は、想定を超える気候変動が各地で発生し、多くの災害を引き起こしております。この気候変動の原因は、地球の温暖化によるものと世界は認識しました。温暖化をもたらす二酸化炭素を始めとする温室効果ガスを増やさず、減らしていく、そして排出した温室効果ガスを吸収していくという長期の目標として、2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルは、全ての人が意識していく共通課題と言えます。

取りかかりとして、国は、2025年度までに可能な限りの政策を総動員して、国と地方、官民連携によるゼロカーボンへの推進が始まりました。文部科学省、経済産業省、農林水産省、環境省がそれぞれ有機的な施策を打ち出し、地方での取組を後押ししております。

ここで、本町の地域脱炭素への取組はどのように行われているのかお聞きします。また、教育現場での取組はいかがでしょうか。さらには、エコスクール・プラスについてはどうでしょうか。それぞれ具体的な内容をお答えください。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目の原油価格・物価高騰への対応についてと3番目のカーボンニュートラルについての1点目、地域脱炭素へ町の取組はどうかについてお答えをさせていただき、その他については教育長から答弁をさせていただきます。

それでは、1番目の原油価格・物価高騰への対応についてですが、国の地方創生臨時交付金を活用して生活支援、事業者支援を進めてはどうかとのご質問についてお答えをさせてい

たきます。

国の総合緊急対策においては、地方創生臨時交付金のうち、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分により、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や子育て世帯への支援、また中小企業の支援といった取組を後押しするものとされております。

そして、交付金の活用が可能な事業の例になりますが、生活者支援に関するものでは、ひとり親家庭を始めとした子育て世帯、生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給、生活者に対する電気・ガス料金の負担軽減、住まい確保困窮者に対する支援、失業者、内定取消者、派遣労働者、学生等に対する支援、在留外国人労働者等に対する就労支援、地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行などが挙げられております。

また、事業者支援に対するものでは、事業者、これは、漁業者、農林業者、運輸・交通事業者、宿泊事業者、旅行業者、観光関連産業、飲食業、クリーニング業などになりますが、これらの事業者に対する燃料費高騰の負担軽減に対する支援、また、事業者が実施する再生可能エネルギー導入に向けた支援、地域の物流の維持に向けた支援などとなっております。つまり、生活者、住民や事業者に対する直接的または間接的な支援を行って下さいというのが今回の交付金の趣旨と受け止めているところでございます。

なお、現在の情報では、本町に配分される当該原油価格・物価高騰対応分に係る交付額は3,434万8,000円となっております。

その他にも国の令和3年度からの繰越予算、これは使い道にそれほど制限のかからない予算であります。この予算が1,144万9,000円配分される予定です。出来ればこちらも原油価格・物価高騰対応分に加えて、一つにまとめて活用出来ればと考えておるところでございます。

そして、事業者支援についてですが、私としましては、飲食業や中小企業者には、これまでも、国や県、また町の上乗せ交付金なども実施しておりました。また、農業者支援としては、昨年の米価の下落等に対しての主食米作付支援、同じく種苗購入支援を実施させていただいたところでございます。ハウス栽培農家ということでは、担い手支援ということで、スマート農業の導入、大型草刈り機の購入、施設整備への支援、これはパイプハウスや園芸施設などの施設整備や改修への支援であります。も行っておりますので、交付金の活用については、私としては町民全体が日常生活の中で原油価格や物価の高騰に苦慮しているものと思いますので、今回は、生活者に関する支援をさせていただきたいと考えております。

その際にも、先程の活用可能な例でもありましたように、地域経済の活性化という観点を

持ちながら、特定の方への支援ではなく生活者、町民全体への支援とさせていただければと考えております。

具体的に申し上げますと、町内で使える商品券を町民全員にお配りさせていただきたいと考えております。これは、今まで実施した5,000円で8,000円の商品券を購入するというようなものではなく、これは議会からもご意見があったものと記憶をしておりますが、5,000円が用意出来ない人は商品券の購入も出来ないじゃないかという声もいただいたことを記憶しております。幾らで商品券を買うのではなく、商品券そのものを町民全員に行き渡るように、生活者支援に重きを置いてやりたいと考えております。商品券の金額などについては、今後検討していきたいと思っております。

また、議員のご質問にあるように、給食費の値上げを心配する保護者などの声も聞くということですが、そこは、栄養士の努力、創意工夫により、食材の選定などにより栄養価の高い給食を提供してもらっていますので、今のところ、給食費を値上げするという予定はありません。

最後に、原油価格・物価高騰対応分に係る交付金の活用については、それまでに詳細を検討し、9月定例会にて補正予算として提出したいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

なお、国からの要請により、県では、低所得者のひとり親世帯への給付を行います。また、町でもそれ以外の令和4年度分住民税均等割が非課税の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円の支給を本定例会において補正予算として上程しております。そのことも申し添えたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、3番目のカーボンニュートラルについてのうち1点目の地域脱炭素へ、町の取組はどうかのご質問にお答えをいたします。

ここでは、SDGsの目線で、脱炭素、カーボンニュートラルについてお答えをさせていただきます。

SDGsの17の目標のうち、直接カーボンニュートラルと関わりがあるのが、目標7、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と、目標13、「気候変動に具体的な対策を」であります。

しかし、SDGsは、それぞれ単独で成し得るものではなく、温暖化対策は、SDGs全ての目標の達成に何らかの形で関わっているものと考えているところでございます。例えば、温暖化や温暖化による自然災害は、農林水産業における収量と品質を低下させます。さらに、

それに関わる失業を招き、目標1の「貧困をなくそう」や目標2の「飢餓をゼロに」と関連をいたします。自然災害や海面上昇によって住む場所を失えば、目標11の「住み続けられるまちづくりを」に直接影響を及ぼします。また、住まいやオフィスの省エネ化や廃棄物削減の取組は、カーボンニュートラルの取組と重なるところでございます。

目標9、「産業と技術革新の基盤をつくろう」に設定された2030年までに資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により持続可能を向上させるとクリーンエネルギーについて言及されています。

このように、地球温暖化は自然災害による直接的な影響だけでなく、経済活動や雇用、健康福祉など様々な分野へ影響を与えていることが分かります。

カーボンニュートラルへの取組は、SDGsの達成に欠かすことの出来ないテーマになっております。睦沢町は、第2期総合戦略でSDGsを目標に掲げておりますので、SDGsを推進することはカーボンニュートラルを推進することにつながるものと認識しているところでございます。

具体的な本町でのカーボンニュートラルに資する取組を申し上げますと、第1期総合戦略からの継続事業として、むつざわエナジーが支援する形で、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）を活用して、役場庁舎の照明・空調設備の省エネ改修及びエネルギーマネジメントシステムの導入を行っています。設備の高効率化だけではなく、空調使用状況のモニタリングに基づく最適制御により、大幅なCO<sub>2</sub>削減を実現しているものであります。

また、2021年6月に策定された2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略では、経済と環境の好循環を作っていく産業政策（グリーン成長戦略）として対策が不可欠であり、成長が期待される洋上風力、太陽光、地熱産業や水素、燃料アンモニア産業、自動車、蓄電池産業、半導体・情報通信産業など、全14分野が対象になりましたが、本町では既に改善センター屋根に設置した25キロワットの太陽光発電設備やそれに連結する蓄電池の活用を図っているものでございます。

第2期総合戦略からは、電気自動車や電気自転車を導入しており、今後も公用車の更新等を行う場合には、可能な限り排出量の少ないものを導入していきたいと思っております。町民の電気自動車購入や住宅への蓄電システムの設置に対しても町から補助金を用意しておりますので、ご活用いただきたいと思います。

また、むつざわスマートウェルネスタウンにおけるガスコージェネレーションシステムの

利用は、発電の廃熱を活用して温浴施設の加温に用いるため、発電の廃熱を捨てる大規模火力発電所以上の高効率での運転が出来るため、CO<sub>2</sub>削減につながっております。

このむつざわエナジーの取組は、自治体におけるSDGsの優れた取組事例として紹介をされているところでございます。紹介されている内容は、地方自治体においても脱炭素に向けた取組が行われており、千葉県睦沢町の地域新電力、CHIBAむつざわエナジーは、再生エネルギーが防災に活用された一例であります。地域新電力は、太陽光やバイオマス、風力などの地域内の発電電力を最大限に活用し、地域内の企業や家庭に電力を供給する事業です。CHIBAむつざわエナジーは、2019年、台風15号が上陸した際に、停電発生から5時間後に発電機を稼働させ、電力共有を行いました。また、地域の防災拠点としても機能していますというような内容で紹介をされております。

そして、二酸化炭素の吸収、除去に欠かせない森林等の緑地の保全にも環境譲与税を活用した里山整備推進事業の実施や総合運動公園の多目的広場における人工芝から天然芝への変更も行ったところであります。

このように、本町ではカーボンニュートラルへの取組をSDGsとともに推進をしておるところでございます。また、職員を対象としたSDGsに関する講習会も行っており、環境保全が中心にはなりますが、ペットボトル減量化に協力するなどの職員の意識の醸成にも力を入れております。議員がおっしゃるとおり、日常の中で小さな事柄の積み重ねで、数値には表せませんが、成果を出していく取組もさせてもらっているところでございます。

さらに申し上げますと、先程酒井康雄議員の一般質問でもご答弁させていただきましたが、CHIBAむつざわエナジーの今後の展開として、単純に利益を町に寄附・寄贈するだけでなく、カーボンニュートラルに貢献する新規事業などへの投資に活用し、地域エネルギー事業を通したさらなる地域活性化にも期待しているところでございます。

そして、国を挙げての再生可能エネルギー源の積極的な導入が推進される中、石炭による二酸化炭素の削減が求められており、今注目されているのが、先程も話したとおり、水素エネルギーであります。水素は燃やしても二酸化炭素が出ず、水や化石燃料、バイオマスなど、色々なものから作ることが出来ます。

経済産業省は、水素・燃料電池戦略ロードマップを打ち出し、水素社会に向けた取組も進めております。こうした社会潮流に対してもカーボンニュートラルへの新たな挑戦、これは私の夢かもしれませんが、水素と電気を組み合わせたハイブリッド型エネルギーシステムによる発電事業への展開もむつざわエナジーの協力を得ながら、また皆様方のご意見、ご協力

を得ながら模索をしていければと思っているところでございます。

今後も第2期総合戦略を推進する中で、カーボンニュートラルという視点は重点を置きながら進めて参りたいと思っております。

そうした中で、睦沢町は、令和4年3月23日に、ちばSDGsパートナーとして登録がされておりますので、同じ意識を持つパートナーとも連携しながら、よりよい社会の実現のために鋭意努力をして参りますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 丸山克雄議員の質問にお答えいたします。

2の18歳成人についての①意義及び認識についてですが、政府広報等にもあるとおり、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための施策が進められて来ました。

こうした流れから、住民生活に関する基本法である民法においても18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流であることを踏まえ、今回引き下げられることとなったと認識しております。また、これにより、18歳、19歳の方の自己決定権を尊重し、積極的な社会参画を促すことについては、私自身、肯定的に捉えております。

②の成人の祝賀についてですが、本町では、民法の成人年齢の引下げに伴い、令和2年3月27日に、主催者である社会教育委員会議において、令和4年度の成人式について議論を行いました。

主な意見としては、18歳だと進学や就職で忙しい時期なので20歳でよいとの意見や制度過渡期と考えれば現行のままでよい等の意見が出ました。また、内閣府が平成30年度に16歳から22歳を対象に行った、成人式の対象年齢は何歳がよいのかとのアンケートでは、「18歳がよい」が18.9%、「19歳がよい」が7.5%、「20歳がよい」が71.9%、また、同様の質問を保護者の年齢に当たる40歳から59歳にしたところ、「18歳がよい」が34.4%、「19歳がよい」が6.3%、「20歳がよい」が55%との結果でした。

これらを踏まえ、社会教育委員会議において、成人を迎える人たちの意見を尊重し、令和4年度は成人式という名称ではなく、名称を変更し、20歳で実施することとなりました。既に町ホームページにも掲載し、町民にお知らせしております。

なお、制度の過渡期である本年度は、成人を迎えられる18歳、19歳、20歳の方全員に、町長からのお祝いのメッセージを送ることも計画しております。

③の2023年度以降の18歳成人式はどのように考えているかについてですが、先程の社会教育委員会議でのご意見にあったように、18歳という年齢は、受験や就職等、人生の岐路として大変重要な時期であることや家計の出費も多い時期となること、19歳は、若者の希望に沿わないこと、また、法務省が全国の市町村に対し行った、成人年齢が引き下げられた後何歳で成人式を開くかという調査では、18歳に変更し実施するところは、令和4年1月時点で、全国で2市町という結果であったこと、これらを鑑み、本町では、当面の間、現在の20歳を対象とした形で進めていきたいと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3、カーボンニュートラルについての②教育現場の取組はどうかについてですが、小学校では、植物の栽培を実践しております。苗作りや、定植、日々の水やり、草取り等を通して勤労の精神や自然に親しみ、自然を大切にすることを養い、学びの面でも科学的な物の見方や考え方、体験日記や写生を通し、想像力や表現力を高めることが出来ます。これらの活動は、環境教育で言う周辺環境との調和に当たり、社会性や施設を大切に使用する心の育成につながっています。

中学校では、各教科において環境教育を行った上で、生徒の自発的な行動を促し、実践しています。事例としては、学校敷地内の清掃ボランティア活動、保護者と共同で行う資源ごみ回収と課題を考え、他人と協力しながら解決方法を見だし、より具体的な社会貢献活動として行っているもので、参画する生徒数も徐々に増えていることから、生徒の意識も変わって来ていると実感しております。引き続き学校と連携した環境教育の充実を図って参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、③エコスクール・プラスについてですが、エコスクール・プラスとは、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村がエコスクールとして整備する学校をエコスクール・プラスとして認定するものです。

認定を受け、一定の条件を満たした場合には、学校施設の新築、増築、改築または改修を実施する際に、文部科学省より施設整備費についての単価加増措置及び関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることが出来ます。具体的には、太陽光発電型や太陽熱利用型、省エネルギー・省資源型、自然共生型や材木利用型、資源リサイクル型等があります。

千葉県では、平成29年度には香取市が、平成30年度には習志野市、流山市、富津市が、令

和2年度には流山市が、令和3年度には浦安市、袖ヶ浦市が、本年度は袖ヶ浦市が認定を受け、実施しています。

本町においても学校改修や建設の際には、町部局とよく協議した中で活用の検討をしたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 物価対策を是非とも町民隅々に行き渡って、ほっと出来るような内容にしてもらえるとありがたいなと思います。4,578万円、多分、事務費とか色々ありますので、実質的にはもっと下がるとは思いますが、何よりこの夏も、多分秋も値上げが続くと思いますのでよろしくをお願いします。

それで、2番目の18歳成人なんですけど、今色々データをお聞きしました。私は、教育長は、あるいは町長は、この18歳という節目の節をどう捉えていらっしゃるのか全然聞こえて来ないんですね。入って来ないですね。データは分かりますよ、こういったデータがあった、だからこうするじゃないですね。ゼロ歳から18歳未満、18歳から、この18歳を境に変わるんですね、すごく。責任も持つし、もう大変なときなんですよ。

このことに対して、日本の法律自体も126年とか146年ぶりに変わって、世界の潮流とはいってもこれすごい変化なんです。このことに対して、もっと自分は18歳に対してこうしてあげたいという何か気持ちが全然入って来ないんですね。ですから、18歳に対しても19歳に対しても今年はメッセージでいきますと、メッセージはいつ頃、どのような該当者を出されるのか、そのメッセージも、これ多分町長の名前でいくと思いますけれども、その辺の思いが当人たちに、あるいは保護者にどこまで祝賀として伝わるのか、私はちょっとその辺、心もとない気がするんですね。

というのは、全然18歳に対して、19歳に対して祝賀という感覚はないんじゃないでしょうかね。あくまでもイベント的に何か捉えているような、そんなふうには受け止めたんですけども、どうでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 祝賀というところに関しては、現在の成人が18歳になるということで、様々な自己決定権が与えられる、そこは尊重して、私は肯定をするところであります。しかしながら、今、ホームページにも載っているんですけども、消費者トラブルに巻き込まれないようにとか、自己決定権が与えられるがゆえに、そこに落とし穴もあるところがまず

もって危惧される場所でもありますので、思いとは別に、制度が、民法が変わったことによつて、まずは18歳、自己決定権が与えられた部分を守つてあげる、そこを周知する場所がまず最初の第一歩だろうなと思つております。

18歳で全ての権利が現在の成人と同等に認めるわけではなく、まだまだお酒であつたりたばこであつたり、他にもありますが、引き続き20歳からというところもあります。全てが全て18歳というところではないところ、また、自己決定権が18歳で与えられたというところの社会が、今教育長から答弁あつたとおり、過渡期の部分でありますので、おめでとうよりもまずは生活を守る部分、しっかり情報を提供する場所、また、新たに一步踏み出せる強み、そこを押していきたい。決して否定するものではなくて、押すんですけれども、まず18歳のトラブルに巻き込まれないところをしっかりと情報発信することが、まずもつての私たちの仕事だろうと思つております。

確かに、議員おっしゃられるとおり、これはすごい変革だとは承知をしております。しかしながら、何年かをかけて移行するわけではありますが、おめでとうばかりではないという思い、危機感を少し持っているところを私の考え方として答弁とさせていただきたいと思つております。しっかりと18歳からの町民の方、また住民の方を守つていきたいという場所がまず先に出て来る場所であります。率直な考えでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 18歳で成人になるということで、自覚を持つとともに、周りの者がお祝いをしてあげるというようなことというのは、私の気持ちの中には当然でございますが、個々の人を見たときに、例えば、18歳になつたというのは、実は18歳になるのは4月2日の者もいれば、12月もいれば、3月もいるわけですよ。本来であれば、もうそこから責任が生まれて来るわけですよ。それを今までは、18歳の成人の日というところで、国の定めた成人の日に合わせて成人式を行ったわけですよけれども、成人式自体は、本来やらねばならないというものではないわけですよ。

そういうようなところから、ちょうど18歳の誕生日を迎える、成人として認められるときというのは、今もう98%、99%が高校生なわけですよ、進学率からいきますと。各学校においては、この成人教育は、ものすごく今度の新しい指導要領では力を入れていまして、それぞれの持っている責任であるとか、与えられた権限であるとかというような学習はみんな学校で相当やります。そういうところから、本人たちにも自覚を持ってもらうというように

ころは、町だけがやるわけじゃなくて、実際に教育現場でもそういうことはやられるような方向になっております。

やはり18歳でやるかどうかというのは、みんなでお祝いをして、おめでとうとやるのを18歳でやらねばならないということではないんじゃないかなど。色々な条件を考えたときに、本当に18歳で成人だよと、みんな、おめでとうということは、気持ちとしてはもうみんなが持ってあげなくちゃいけないですけども、いつやるかというのは、いろんな状況を考えて中で、一番成人になった人たちが参加しやすい時期であるとか、準備が出来る時期であるとか、そういうことも考えてあげた上で設定したほうがいいのではないかなというふうに私は思っております。

以上です。

〔「メッセージ」の声あり〕

○教育長（鶴澤 智君） メッセージにつきましては、成人の日をめどに出したいと思います。それで、18歳、19歳、20歳、全員です。本町の令和4年度でいきますと、人数的には、18歳が58名、今現在ですが、それから19歳が51名、20歳が46名でございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 確かに成人式は義務ではないと、そのとおりですね。ですが、今までずっと二十歳でやって来ましたね。

私が言いたいのは、二十歳の成人式は、やっぱり大人だからという意味合いを込めてやったわけですね。18歳も同じなわけなんですけど、ただ、18歳と二十歳では、弱冠二十歳のほうが酒とか、たばことか、馬券を買えないとか、ありますが、ほとんどは18歳からですね。であるならば、自覚を促し、お祝いというよりもセレモニー的にしっかりと自覚させる、そういった場というのは必要だと思うんですよ。

時期が問題だとおっしゃいます。本当に時期の問題ですね。1月頃というのはもう忙しいですね。じゃ、いつがいいかという、やはり他の期間をずらしてやっているところはありますね。人が集まれる、そして、落ち着いてきちっと対応出来る時期というのはあると思います。その辺のことも考えますと、やはり私は18歳、二十歳は集めますけれども、二十歳は別として、18歳というけじめのものが、絶対セレモニー的なものも必要だと思うんです。18歳こそやるべきだと思うんですよ。時期も確かにそれは1月は忙しいですよ。3月もあるいは忙しいかもしれない。でももっとずらせば、落ち着いてやれば本当にいい内容に出来ると

思うんですね。ですから、その辺の取組を他の町がどうだこうだじゃなくて、睦沢はどうしたいんだということだと思っんですよ。

先程の人数ありますが、これ現存する、今いる全員じゃないですよ。例えば、住所は睦沢にあるけれども、町外に行っている人というのは入っていませんよね。そういったことも含めて、やはりもうちょっと心を当人たちに伝えていけるようなものにして欲しいなと思っますけれども、どうでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ご意見は賜ります。

先程答弁にあったとおり、今の対象者にアンケートを取った中で、対象者であったり対象の保護者がどこを考えているかという視点で20歳というところを決めたわけでありますが、町民の思い、今まで町で、地域で育んだ、その地域の思いも含めて、次回、何かアンケートを取るような機会がありましたら、そこはしっかりアンケートを取った中で、民意を反映させた形にしていきたいと思っっております。

議員おっしゃる18歳での節目という重さはしっかりと認識をしたところでありますが、やはりそこは皆さんが求めるところでやりたいなと思っますので、またご意見いただけますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 教育長、ございませんか。

ありませんか。

鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） メッセージを送る、先程の人数ですが、住所ということですが、18歳と19歳については、住所がある者の人数です、睦沢町に。ですので、18歳が58名と19歳が51名です。20歳につきましては、これは例年というか、今までもそうだったんですけれども成人式をやるに当たって、ここに住所がある者だけではなくて、睦沢中学校を卒業した者も案内を出しているの、その人数も入っいて46名です。ということで、18歳と19歳の卒業アルバムからのプラスアルファはちょっとここには入っいていません。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 3回目になっちゃうとまずいと思っるので、1点だけ、今のメッセージを送る先なんです、やはり睦沢を卒業した方に送ってもいいと思っんですよね、住所が町外であってもね。やっぱり田中町長のメッセージを見て、睦沢だと思っ出すと思っんですよ

ね。それは多分、住んでいるところからの首長さんから来るかもしれませんが、それと併せてね、その辺、何人でもないでしょうから、分かりませんが、是非ともその辺、配慮して欲しいなと思います。

そういうことで、3点目のカーボンニュートラルのほうにいけます。

やはりカーボンニュートラルの取組というのは、これ町民も含めたもうみんながやってくことだと思うんですね。町は町として、先程エナジーを使った水素に対する新しい取組ということで、本当にすごいなと思います。

町民も参加出来る細かい事柄、そういったものを押し出す意味でも、押し込む意味でも、今、自治体ではゼロカーボンシティ宣言というのをやっているところが増えて来ていますね。昨年末現在で514の自治体が参加しております。やはりこういったインパクトがあると、町民もカーボンニュートラルというのはこういうことなのかと分かって来ると思うんですね。

ですから、町は町の取組としても、あるいは町民をより巻き込む意味でも、このゼロカーボンシティ宣言というのもちよっとひとつご検討いただければと思うんですね。

それと、先程電気自動車、補助金を出してゼロカーボンを目指しているということがありますが、今、災害で心配されることは停電とか、要するに電気が使えなくなる場合もありますね。そういった意味で、企業とか団体などは蓄電池を備えているところが増えて来ています。結構高額なんですけれども、家庭に蓄電池を備えるという働きかけ、補助金を出すのもいいんでしょうけれども、そういったこともひとつ検討してもらえないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えをさせていただきたいと思います。

まずゼロカーボン、ゼロ表明というんですかね、これをやっているところが、先程議員おっしゃってくれた数だけあるということなんですけれども、千葉県の中でも20市がやっているという情報がちょっと私持っていますけれども、このゼロカーボン、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量の間の均衡を達成することということだと思います。そういうことですので、本町では、森林等の吸収源による除却量のほうが大きいというふうに思われます。

ゼロ表明についてですけれども、今ゼロ表明をしているところについては都市部のほうがやはり多いのかなというふうに認識しております。

今後、どういうふうにこのゼロ表明というか、住民も含めた取組をしていくかということ

については、その辺も考慮した中で、周りの市町村もありますけれども、また内部で協議をしながら検討していきたいと思いますので、その辺、ご理解をお願いしたいと思います。

そして、電気自動車に併せて、家庭のほうの蓄電池の補助ということがありましたけれども、これ産業建設課のほうで既に補助金を出しておりますので、また詳しいことは、産業建設課のほうに言ってもらえればいいのかというふうに思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで、5番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 米 倉 英 希 君

○議長（田邊明佳君） 次に、1番、米倉英希議員の発言を許します。

米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） それでは、通告事項に沿って質問させていただきます。

私からは、新たに完成される多目的広場についてご質問をさせていただきます。

現在、施工中の多目的広場ですが、進行状況を見ても順調に進んでいると思われれます。そして、町内の方々にも新たな多目的広場と認知されつつもあると感じております。

そこで、1点目の質問をさせていただきます。

新たに完成される多目的広場の運営管理、そして公園利用に当たっての利用者への制限等はどうお考えでしょうか。

次に、新たな多目的広場が出来ると、ここ睦沢町に二つの多目的広場となり、同じ施設が二つも要るのかとの声も聞きました。私もそうですが、町長自身も地域の消防団員として地域の防災を考え、商工会員として地域の経済、地域の人たちの楽しみになるようなイベントなどを考え活動して来た経験者として、町長となり約2年がたとうとしている中で、町に二つも要らないのではないかと声に対し、どう考えておるでしょうか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、米倉英希議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の新たに完成される多目的広場の運営管理についてということで、公園利用に当たっての利用者への制限等はどうなるのかのご質問ですが、公園（多目的広場）の利用については、出来る限り利用者へのストレスにならないようにしたいと考えております。しかしながら、多目的広場は公共施設であり、かつ公園ということでもありますので、小さな

お子様からお年寄りまで多くの方が楽しく、そして親しみやすく使える施設でなければなりません。そのためには、当然、一般的なマナーは守ってもらわなければ、利用する方も少なくなってしまうます。

公園としての最低限のマナー、例を挙げますと、公の施設として秩序を乱さないことはもちろんのこと、所定の場所以外においての飲食や喫煙、また火気の使用の禁止、犬などのペットを公園内に放すこと、そして公園内施設の破損やいたずら、許可なしのドローン等の使用などの迷惑行為は厳禁とさせていただきます。

なお、消防団活動やイベントなどとしての利用の際でも安全に、また他の一般利用者から見られても不快な思いをさせることがないように、かつ長い期間、多くの皆様に気持ちよく使ってもらうための制限、ルールは必要でありますので、そこは利用のルールを決めた上で、そのルールを守ってもらえる方たちに利用の許可を出したいと考えております。ご理解をお願いするものでございます。

そして、皆様に安全に気持ちよく使っていただくために、当初の計画、人工芝から天然芝への変更もさせていただいたところでもあります。あくまで天然芝、芝の下は土のグラウンドなので、アスファルトやコンクリート舗装のようなわけには参りません。幾ら暗渠排水をしても雨上がりの後、すぐに晴天時のような状態にはなりませんし、長い間には少しずつ暗渠の排水能力も低下をして来ます。それに伴い、幾ら適切な管理を行っていても芝の表面は、作ったときのように真っ平らということにもなりません。まして、利用者の使う頻度が多くなればなおさらなことでもあります。

そのため、公園を利用する皆様には、これからつくり込みをして参りますが、やはり利用のルール、マナーを守っていただくことで施設の長寿命化が図れるものだと考えております。ひいては、通常の管理も含め、芝の全面張り替えなどの大規模改修に伴う費用の削減にもつながりますので、繰り返しにはなりますが、一定のルールの下、安全に気持ちよく利用していただきたくお願いさせていただくものでございます。

次に2点目、多目的広場が二つになり、町に二つも要らないのではとの声も聞くが町長の考えはどうかについてですが、私の考える多目的広場は、人々の集いと健康増進、スポーツなどを通じたレクリエーションの場となる他、災害時の避難場所などとしても機能をするなど、また、先程丸山議員のご質問にあった本町でのカーボンニュートラルにおける吸収源としての機能なども含めた多様な機能を有し、本町におけるオープンスペースとして非常に重要な役割を果たすものになると思っております。

このような多種多様な機能を有するオープンスペース、多目的広場が町に二つあることは、非常に心強いものであると思っております。また、交流人口という点では、拠点となる広場が二つ出来ることで、大会等の誘致も断然有利になりますので、睦沢町の知名度アップにもつながるものと考えております。

多目的広場が町民の憩いとレクリエーションの場となり、有事の場合には避難場所となり、町外からも多くの方が利用出来る公園となることで、私もそうですが、町民一人一人が自信を持って自慢の出来る公園となるように、私も町民に対してはもちろんのこと、町外、県外に対してもアピールして参りますので、特段のご理解とご協力をお願いし、私の答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（田邊明佳君） 米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） ご回答ありがとうございました。それこそ町長並びに執行部の方々のお考えが大変細かく分かったと思います。

その中でもこれから新たに出来る広場、そして上之郷にありますももとの広場におかれましてもこれからも多くの方々に喜ばれ、睦沢の広場はすてきだねと、睦沢はすごいねとずっと言われ続けるようにしていただきたいと思います。

その中でも令和3年の予算審査特別委員会の現地調査におかれましては、上之郷の総合グラウンドのほうへ現地調査に行きましたが、そのときに、指摘要望事項で挙げた件もありますが、これから出来る施設が、睦沢の町民はもちろんなんですが、色々施設を利用された方々が満足していただけるための環境づくりのためには、何をこれから重視すべきか、もしお考えがあるなら伺いをしたいと思います。

2回目の質問です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

施設利用者が満足していただけるために何を重視すべきかでございますが、先程もご答弁させていただきました、町民の憩いの場、レクリエーションの場、有事のときに安心して避難出来る場であると思っております。そして何よりも、先程も言ったとおり、町民が自信を持って自慢出来るものにすること、そのための方向に向かっていくことが必要だと思っておりますので、よろしく申し上げます。これからまだまだ肉づけが必要な段階でありますので、ごべんたついただきますようよろしく申し上げます。

そして、特別委員会での要望をいただいた件については、要望いただいた後に、担当課と、また当該指定管理者との間で協議を進め、様々取組をしておりますので、そこら辺は担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えをさせていただきます。

3年度の予算審査特別委員会での改善要望への対応を踏まえて、令和3年度については、例年と比較して除草剤の散布回数を増やしました。また、芝刈りの回数も増やして実施しております。管理水準の向上を目指して参ったところでございます。

3年度は、平日の一般利用者が増加したということで、一部芝生の育成不良が起きていたということで、その部分については張り替え等を実施したところでございます。しかしながら、平日・休日の一般利用が多くなったということで、一般利用時に禁止している行為がありますけれども、例えば、スパイクを履いてやるとか、サッカーゴール、防球ネットに向かってボールを蹴る行為、これが多く見られたということでした。公園内で特定の場所についての芝生の育成に負荷がかかる状況となったと、1箇所でもボールを蹴ったりなんかするからということでした。

その結果、皆さんにご指摘をいただいた2年度に発生したような雑草の大量発生は、これは大幅に抑制することが出来たわけですが、一方で、張り替えを行った部分、そして体育館プール側の一部の芝生において、これは育成不良が発生する状況となったわけでございます。利用状況とか天候によって、芝生の育成状況、これは大きく異なるものでございますが、正確に芝生の将来的な状況を予測するのはなかなか難しいわけなんですけれども、結果として、現在の芝生の一部状況が十分でないことは理解しております。指定管理者のほうでも早急に対応するべきであるということは認識しておるところでございます。

なお、総合運動公園なんですけれども、上之郷の、整備後25年以上、26年が経過しておりますので、グラウンドの土壌の硬化、あるいは暗渠排水の能力の低下、また、それに伴う不陸も少し悪くなって来ているということで、そろそろ芝生の張り替え等を検討すべき時期に来ているのかなというふうには思われます。

明確な天然芝の耐用年数などは定められていないわけですが、日々の管理水準等による部分も多いわけですが、このグラウンド、上之郷の多目的広場では、大規模な張り替え、あるいは改修がこれまでされていないということで、芝生の全面張り替えなども含めた一定の更新が求められる状況とは感じています。とはいえ、近隣の芝生広場などと比べますとま

だまだ状態はよいほうだと思いますので、その辺も考慮しながら、今後の検討課題にしていきたいなというふうに思っております。

そして、現状としての今後の対応なんですけれども、指定管理者としては、その対応について検討しており、芝の管理等を進めることにしています。指定管理者からの報告では、まず体育館プール側の一部育成不良部分についての芝の張り替えを実施させていただきます。

そして、禁止しているスパイク利用やゴール、防球ネットへの蹴り込みを減少させるために、日々、利用者への声かけを強化するとともに、ゴールの場所、今1箇所においてありますけれども、一定期間で変更するなどして、同じ場所で使われることがないような配慮をさせていただきます。

また、今までは年間を通じてグラウンドを開放していたわけなんですけれども、張り替えした部分とか良好な育成を促す必要がある部分については、一定の養生期間、これの確保が望ましいことから、一部のエリアを養生エリアとして利用禁止等による確保を行いたいと思っております。しかしながら、その際にも特別な利用については適宜調整をさせていただきます。

そして、芝刈りや除草剤散布などの対応については、令和3年度に引き続きまして回数を増加するなどの対応をして、管理水準を高めていきます。

なお、プール側の芝生の張り替えでございますが、現在、芝生広場を利用している消防団さんとの間で協議しております。利用の制約で不具合が発生しないように、6月の中旬以降での張り替えの実施ということで、了解を得ながら進めているところでございます。

そして、ご質問の新しい多目的広場についてですけれども、町民を始め、施設の利用者が満足していただけるための環境のためには何を重視すべきか、町長が先程申したとおりでございますが、まずは使って気持ちのいい、そして、また使いたくなるような施設にしたいと考えておりますので、今までの教訓を生かしながら、管理手法や運営手法を検討していきたいなと思っております。

また、供用開始では6年度当初までを見込んでおりますので、検討した内容等については、機会をいただきましたならば、出来るだけ早い時期に、改めて皆様方にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで、1番、米倉英希議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

議会運営委員の皆さんにご連絡いたします。

この後、11時55分より議会運営委員会が正副議長室において開催されますので、委員の皆さんはお集まりください。よろしく願いいたします。

(午前 11時51分)

---

(休憩中議会運営委員会開催)

---

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 午前中の島貫議員の質問で、1点、答えられなかったものがございますので、報告をさせていただきます。

制服の値段につきまして、中学生男性の制服ですが、上着が2万5,550円のズボンが1万2,800円で3万8,350円、それから女性用のやつが、上着が1万7,500円のスカートが1万5,500円、上下で3万3,000円でございます。それから、体操用のジャージ上下で、男女共通です、9,200円、体操服と短パンが上下で4,520円でございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されています。

内容について、5番、丸山克雄委員長から報告願います。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） ご報告申し上げます。

先程の休憩中に正副議長室において、田邊議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日採択されました陳情2件についての意見書提出に関する発議案2件の取扱いについて協議を行いました。その結果、意見書提出に関わる発議案2議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

よろしくご協力のほどお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

---

◎日程の追加

○議長（田邊明佳君）　　ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました発議案2件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君）　　異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

ここで追加議事日程及び発議案を配付させます。

（追加議案日程、発議案配付）

○議長（田邊明佳君）　　配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君）　　会議を続けます。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君）　　日程第6、承認第1号　睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君）　　ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君）　承認第1号　睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものです。

議会審議資料は1ページからになります。

主な改正内容は、個人町民税において、上場株式等に係る配当所得などに関する住民税申告について、確定申告をする際に、住民税に関する事項の該当欄に申告が不要の旨を記載することで住民税の申告をしたこととするものです。また、住宅借入金等特別税額控除について、コロナ禍における対応として控除期間を延長することなどです。

固定資産税において、民法の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付等を行う場合において、固定資産課税台帳等に記載されている住所が登記所、いわゆる法務局から市町村長への通知に係る者の住所であるときは、新たに法務局から通知される事項（住所に代わる事項）を記載し、交付等を行わなければならないこと、また、本町において県の指定区域はありませんが、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第7、議案第1号 睦沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） 議案第1号 睦沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和4年3月14日付で、厚生労働省から、令和元年度、令和2年度及び令和3年度において実施いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免について、令和4年度も引き続き同様の減免基準による財政支援が行われるとの通知があったところです。これを受け、本町においても令和4年度も引き続き減免を実施したく、改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第8、議案第2号 財産の処分についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第2号 財産の処分について、提案理由を申し上げます。

若者定住及び地域の活性化を促進することを目的として、上之郷地先に建設された若者定住型賃貸住宅（リバーサイドタウン）は、一定条件を満たす希望者に対し、土地と住宅を有償譲渡することが出来ると定められています。全18棟のうち、これまでに3棟の有償譲渡がなされておりますが、今回、新たに13号棟の居住者から有償譲渡の申出があったため、土地の価格365万2,800円、建物の価格604万1,450円、物件の総額で969万4,250円となり、相手方と令和4年4月1日付にて不動産売買の仮契約を締結しております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の町財産の処分に当たるため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

田中町長。

○町長（田中憲一君） すみません、議案第2号でも資料の不備がありました。

今の議案第2号の財産処分についての令和4年6月10日提出の、10日の「日」が入っていませんでしたので、申し訳ありませんが、追記いただきますようよろしくお願いいたします。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

小川議員。

○3番（小川清隆君） それでは伺います。

まずこの土地ですが、これ前年度もそうですけれども、今年度も平方メートル当たり大体1万5,000円位になっていると思います。これは1万5,000円というのは、これずっとというか、その土地の評価とかいろいろなものによって変わって来るんでしょうけれども、これは3年計画とか、4年、5年とかって、それによって見直しがあるのかどうか、その見直しはいつになったら、高くなる場合もあると思うんですけれども、そこはどうなっているのか。

また、木造の瓦ぶき2階建て、これも平方メートル数でいくと、売却するのに大体平方メートル当たり6万6,000円位になると思います。前年は、これ7万7,000円です。そうすると、1万円ちょっと位今年安くなって、その間に支払っているのが安くなっているんだと思いますけれども、これずっと払っていくと最終的にはどうなるのか、それを教えてください。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 土地のリバーサイドの払下価格についてですけれども、まず土地についてですが、土地については、町も造成したときに購入しまして、その価格によって造成費も合わせまして平方メートル当たり1万5,000円ということで、それは固定でいきたいと思っております。

次に、建物についてですけれども、建物については、木造の建物ですと22年の減価償却ということで、22年たつと価格がゼロになるということで設定しております。毎年、減価償却によりまして、定量制で減価償却を定めておりますので毎年下がって来ることとなっております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川議員。

○3番（小川清隆君） では、今の話からいくと、この1万5,000円は最後までずっと継続ということですね。例えば、物価が上昇していく、これから上昇物価もあり得ますよね。その場合に、これを新たに試算するに当たって変えていくということはないということなんですか。それは状況によって変えることになるのか。通常であれば、土地の賃貸借の場合は3年周期とかで決まっていまして、これで見直しをかけていくというふうになると思うんですよね。ところが、今回のやつだと、もうこれはもうずっとその1万5,000円、高いときには高く買ってもらう、例えば安くなったらもっとそれより安くするとかという、そういうふうにはならないのか伺います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） お答えさせていただきますけれども、この1万5,000円を決めたのは、賃貸の募集をかけるときに、5年というか、一定の条件を満たせば売却出来ますよというときに、みんな1万5,000円ということで公表していますので、これは変えないということでございます。

固定を変えて変動制にするというのも言っていることは分かるんですけども、固定金利ということもありますので、それに倣って、この場所については一定の価格で売買をさせてもらいたいということでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川議員。

○3番（小川清隆君） 分かりました。

それでは、今度、今18棟中、これで4棟が売却になるわけですね。そうすると残りが14棟と。この14棟の方々、これは町はアンケートだとか調査はしていると思うんですけども、今後、この14棟については、住んでいらっしゃる方はどのようなことを町に回答しているのか、また、町はどういうふうこれから進んでいくのか伺います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 残りの14区画についての今後なんですけれども、アンケート調査を実施いたしまして、その結果で、今年度にさらに購入を希望している方が1軒、そして、令和5年、来年度の4月に購入を考えている方が3軒、その他の方については未定でございました。未定の方に伺ったところ、やはり資金面で厳しいという回答が非常に多くて、今年度につきましては、金融機関に協力依頼し、住宅ローンのチラシのほうも配布をさせていただいたところなんです。町としてもそれぞれの家庭の事情がございますので、強要は出来ませんが、1軒でも多く有償譲渡が進められるように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 物すごく個人的な話になってしまうかもしれませんが、私、この7番に住んでいます。40歳までに買い取ると色々補助が出るということなので、もう周りと同じ位の世代が多いんだと思います。恐らく、今年、来年位に買い取るといっているのも多分それ位の世代なんだと思います。

あと、この図を見て思ったんですが、今売れているところ、上の3軒ですね。造成当初に入った方じゃなくて、転居があって、その後、入って来た方が買い取っているという形だと思うんですけども、やはりああいったところに入って来る人というのは、買い取るよという意志が強い人から入れているという形ですかね。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 新たに入って来た方については、購入希望者のほうを優先順位を高くして入居決定させておりますので、そのような形になっております。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 財産の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第9、議案第3号 契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議案第3号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本件は、睦沢町総合運動公園（多目的広場の拡張）に係る施設整備工事（その3）の契約の締結に関するものです。

工事の概要については、フィールド内の天然芝舗装（面積7,790平方メートル）となります。当該工事の予定価格、税込みで9,405万円で、契約の方法は一般競争入札により実施いたしました。4月6日付にて一般競争入札の資格要件等を公告したところ、4者の入札参加申請があり、全者、資格要件を満たしていたことから入札に付したものでございます。入札参加業者につきましては、議案審議資料に記載のとおりでございます。

入札結果は、予定価格の制限範囲内で長谷川体育施設株式会社が落札し、契約金額、税込み6,787万円で、5月24日に仮契約を締結いたしました。工事の履行期限は令和4年12月20日です。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） まず、入札に関することで、仮契約ということになってはいますが、この仮契約というのはどういう意味でしょうか。まだ正式契約でないということですか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） お答えします。

今議決を求めていますので、議決がなれば仮契約が本契約になるということで、それまでの仮契約ということでございます。

○議長（田邊明佳君） 久我議員。

○6番（久我真澄君） 一般入札ということで、これは調査基準価格というのはありますけれども、これは今回、調査基準価格の範囲内だったということですか。これから調査があるということですか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） この入札、調査基準価格はありました。それを下回っており

ましたので調査を行っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 久我議員。

○6番（久我真澄君） 今調査を行っているから仮契約ということではなくて、調査が終わってオーケーだったら正式契約するという意味合いですか。

それともう一つ、4者全部入札があったということですが、この4者のうち、長谷川体育施設株式会社が取ったわけなんです、これが調査基準価格を下回っている。2番目の第2位の会社はどうですか。調査基準価格が下がっていますか。そして、全部で4者あるうち、私ちょっと見たところ、3者は調査基準価格を下回っている入札額になっているということなんですけれども、そうすると、まずこれで今調査やっているところなんですということですが、調査でアウトだということになって、これは今後の工事に問題があるよという調査結果になった場合は、次の業者が入札を受けるという格好になるわけですね、形として。今、長谷川体育施設の調査を進めていますよと、進めているけれども、これは危ういと、調査結果、適正に工事が完遂するかどうか、工事が出来ないおそれがあるという調査結果になったら次の業者が工事を請ける、入札の権利があるという格好になるわけですか。

それで、この4者のうち3者が下回っているということは、これ一つは問題と。あと、この調査基準価格が4者のうち3者が下回っているということは、工事予定価格がこれ高過ぎたんじゃないですか。そういうことを推測せざるを得ない。それで、高過ぎるということは、結局、工事やっているほうはこれで出来るから出すんだろうけれども、工事予定価格、積算価格、町のほうの、これはどういう積算をやっているのかということですが、これは何か積算資料というのがありますよね、普通。何かその積算資料に対してのソフト、積算ソフトというの何かありますか。市販ではよくそういうのが売られているかと思うんですけども、そのようなものを使って町としては積算しているかどうかということですね。

もう一点は、この長谷川体育施設に関して、実は去年も確かありましたね、調査基準価格を下回っているのを調査しましたということで、色々細かい説明を受けました覚えがあります。今回もまた下回っていますよということで、前回のときも1位と2位、両方とも積算基準価格を下回っているんですよ。そして、全部の入札が11者あったうちの3位から10位までが積算基準価格と同額で入札されているわけです。ということは、どう考えればいいのか。

その辺の説明もちょっと併せてお願いします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） いっぱいあって、ちょっと抜けちゃうかもしれないんですけども、お答えさせていただきます。

仮契約の話なんですけれども、仮契約は、さっき申し上げたように、議会の議決を得るまでの仮契約ということで、仮契約するまでには調査は終わっているということでございます。

そして、4者のうち3者が調査価格を下回っているというのは、そのとおりでございます。

そして、調査については、3者から聴取をするわけですけれども、1者は辞退をしております。調査を受けないということで辞退をしております。したがって、2者から書類を求めて調査をしたわけでございますけれども、2者とも履行が出来るという町の判断でございました。したがって、より低価格で入札した長谷川体育施設が落札したよということでございます。

そして、4者のうち3者が低入札に振れたということで、設計額、要するに積算が高過ぎるんじゃないかということでございますけれども、まず入札の考え方から申し上げさせてもらいますと、入札とは、契約の内容について競争させて、そのうち最も有利な内容、これはプロポーザルのように提案内容を重視するものであったり、今回のような金額、入札価格のみの競争もありますが、最も有利な内容を示したものを相手方として契約することになっております。本契約についても価格の競争をしているということで、公募型一般競争入札により4者が入札に参加し、一番低価格で入札した業者と調査した結果、問題がないということで仮契約をしたということです。あくまでも公平な入札の結果、契約をしたということでございます。

そして、設計額、予定価格が高過ぎるんじゃないかと。設定については、国、あるいは千葉県公共単価、また公共工事積算基準を用いているということで、予定価格が高いのではないかとご質問についてですが、これは発注者責務の明確化として、公共工事の品質確保の推進に関する法律、その法律では、公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し確保するための適正な利潤の確保を可能とするための予定価格が適正に定められていることが不可欠ということになっています。そのため、国、もしくは千葉県の公共単価、または公共工事積算基準を使っているということです。ソフトは使っております。これは千葉県下市町村、みんな同じものを使っているということでございます。

これに対して、入札者自身が可能とする価格で入札をしておりますし、決して高い予定価格に対しての入札ではなくて、法律に言う適切な予定価格をもってこちらは提示しているということです。繰り返しになりますけれども、それに対し、落札者は、自身の会社の利益な

どを十分に熟慮した末の金額ということですので、入札金額は、その会社の事情によっても大きく左右されることもあるということで、今回の落札価格となったものです。

そして、低入札調査を行った中で、この会社がこの金額で十分施工可能であることも確かめた上での仮契約ということになります。

そんなところで、取りあえず、以上です。

〔「よく分かりました」の声あり〕

○議長（田邊明佳君） よろしいですね。

簡潔にお願いいたします。

久我議員。

○6番（久我真澄君） 最後に、ちょっとお願いになりますけれども、これ6,787万円ということは、町の税収の10%になるんですか。税収7億円の10%近くの工事と、かなり大きな工事になるので、この入札の経過とか、こういう経過で何者あって、何者がこうやってという私が質問したような、そういう細かいことを公表するということで、ここにも説明書はありますけれども、そこまでちょっと詳しく書いた資料として出していただければなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 入札結果についてはホームページで公表をさせていただいております。特に一般競争だとかプロポーザルだとかというのは、公表させてもらっておりますので、そちらで見ていただければいいのかなというふうに思います。

○議長（田邊明佳君） 他にございますか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第10、議案第4号 町道路線の認定変更についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長(大塚晃司君) 議案第4号 町道路線の認定変更について、提案理由を申し上げます。

本路線は、下之郷地先の町道661号線でございますが、このたび隣接地権者より町道の一部を事業用地として一体利用したい旨の申出があったことに伴い、払下げに係る認定変更を行うものです。

起点は下之郷字原田509番2地先、終点は下之郷字原田512番地先となり、幅員4.6メートルから6.0メートル、延長26.5メートルになります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

小川清隆議員。

○3番(小川清隆君) この払下げによる金額、それと金額の根拠となる積算、これを伺います。

○議長(田邊明佳君) 大塚産業建設課長。

○産業建設課長(大塚晃司君) 払下げの金額についてお答えさせていただきます。

価格については、町職員で組織しています公共用地買収価格協議会を開催し、これまでの買収価格や近傍での取引価格を勘案して決定しております。

当該箇所につきましても払下価格は、平方メートル当たり2,000円ということで決定済みであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（田邊明佳君） 小川議員。

○3番（小川清隆君） 分かりました。

それで、2,000円、この内容は分かったんですけども、この工事というのが、事業用地としてとありますけれども、この道路の払下げ、結構前から工事をしていたと思うんですね。建物の工事をやっていたね。そうすると、本来工事をする前にこういうものは、払下げの許可を取るとか、そういうふうにしていくべきものだと思いますね。これ建った後から買うとかということになると、これはちょっと違うんじゃないかと思うんですけども、この点伺います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 既に事業が始まっているということなんですけれども、こちらの払下げにつきましては、事業者から、当該地で6月上旬から事業を開始したいという申出がありました。相手方より、払下げにつきましては、申請を今年の3月11日付で提出してもらい、町としても払下げの手続を遅滞なく進めて来たところです。

今回、上程いたしました路線の認定変更の手続が、定例議会の日程上、大変遅くなり申し訳ございませんでしたが、事業をストップさせることは相手方にも大変不利になりますので、このような日程で進めさせていただきました。

今後、このような遅れがないように努めて参りますので、ご理解のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 町道路線の認定変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第11、議案第5号 令和4年度陸沢町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木政信君) 議案第5号 令和4年度陸沢町一般会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、3,428万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ35億1,128万3,000円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。

2款1項5目財産管理費につきましては、令和5年1月からマイナンバー所有者がオンラインで転出届、転入予約が出来る引越しワンストップサービスが導入されることから、行政手続のオンライン化を行う必要があり、住民の申請情報等をオンラインで受け付け、住民基本システム等に接続するためのシステム構築を行うものです。また、積立金につきましては、リバーサイドタウン13号棟の売却費の積立て及びスマートウェルネスタウン地域優良賃貸住宅の2件分の入居について敷金を基金条例に基づき積み立てるものです。

2款1項6目企画費につきましては、スマートウェルネスタウン地域優良賃貸住宅17号棟の退去に伴い、敷金の返還金を計上いたしました。

3款2項1目児童福祉総務費につきましては、新規に管外保育委託が発生したため、管外保育委託料を追加いたしました。

3款2項2目児童措置費につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費を計上いたしました。また、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業補助金の精算に伴う返還金を計上いたしました。

4款1項2目予防費につきましては、主に新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費を計上いたしました。また、町職員が新型コロナウイルス感染の濃厚接触者に認定された場合、待機期間を早期に解除し職務に復帰出来るようにするため、新型コロナウイルス感染症に係る検査委託料を計上いたしました。

7款5項1目住宅管理費につきましては、リバーサイドタウン13号棟の売却に伴う敷金の返還金を計上いたしました。

歳入につきましては、国県支出金、諸収入及び繰入金は各事業の特定財源とし、一般財源は財政調整積立基金からの繰入れにより調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 子育て世帯への給付金事業ですが、ひとり親家庭と、それから住民税の非課税ということで、これそれぞれ何件ずつになりますかね。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） ひとり親世帯のほうは県のほうで支給するものでございまして、今ちょっと資料がございませんが、町のほうで支給いたします児童手当をもらっている方で非課税の方の人数につきましては、70人で計上させていただきました。

今年度の所得のほうが出ますのが来週になるかと思いますが、それによって変わって来ますが、前年に同じような事業をやっておりまして、そのときの人数は56名ということでございましたので、それに一応支出出来る金額をプラスさせていただきまして、70名と見込ませていただきました。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） ひとり親のほうはいいんですが、非課税になった方の場合、これご本

人の申請がなければ出来ませんよね。この辺の申請してもらうような何か周知というか、出来るんでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 非課税の方で、現在、児童手当をもらっている方につきましては、プッシュ型の支給ということでございまして、今こちらでお支払いしている児童手当の口座のほうに自動的に、申請のほうはなしで振込をさせていただくということになっております。それ以外の家計のほうが急変して低所得並みの収入になってしまったところにつきましては、申請が必要でございます。あと、高校生の方のもので、受給者につきましては、高校生の方ですとこちらで口座の登録がございませんので、高校生のみの方の親御さんにつきましては申請が必要ということになってございます。それらの方につきましては、申請を促すように通知をして参りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和4年度陸沢町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎報告第1号の上程、報告

○議長（田邊明佳君） 日程第12、報告第1号 令和3年度陸沢町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知を願います。

---

#### ◎報告第2号の上程、報告

○議長(田邊明佳君) 日程第13、報告第2号 令和3年度陸沢町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知を願います。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

久我政史議員。

○7番(久我政史君) 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について説明いたします。

義務教育費国庫負担制度は、教育の水準や機会均等を確保する基盤づくりのための制度です。また、地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものでございます。

自治体の財政力の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

ん。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るために、一人一人の子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要です。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであります。

議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願い申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

---

#### ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 追加日程第2、発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

久我政史議員。

○7番（久我政史君） 発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出について説明いたします。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を担っています。しかしながら、社会の変化とともに、子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸問題や子どもたちの安全確保など、課題は山積しております。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

また、地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力は不可欠です。

よって、国における2023年度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願い申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんね。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

本日議決されました意見書2件について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(田邊明佳君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回陸沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時04分)